

戦略のない選挙戦術や戦争は避けないと！！

先の衆院院選挙結果は、中道改革連合の壊滅的な敗北であった。中道は、野党第一党とはいうものの、「グランドゼロ」に近い。新たに中道のトップになった小川淳也氏は、元自治・総務官僚で、「消費税 25%男」と呼ばれる御仁である。人材不足の深刻さを感じる。

当初から、人権を大事にする「民主」の火を消すことは、戦略のない危うい戦術だと感じた。「言うだけ番長」、野田氏の姿勢、宗教勢力と組みした暴走族のような乱暴な戦術では、絶対に勝てない、と感じた。ネーミングが悪すぎる。「自由民主」の方がまっとうに見えてしまう。リベラルは行き場を失って、死票が増えた感じがする。

おじさん2人で、独断で決めて、男性5人で壇上に立ち、時代錯誤の「男社会」を披露する。これでは、とりわけ若い人たちが違和感を覚えるのではないか。議員には、「この指止まれ！」「逃げ道を塞ぎ、自滅」。まさにインパール作戦並み。野田氏は、そもそも軍師として、不適格のように思う。

野田氏本人は、「結果は万死に値する！」とか。言葉使いだけは達者な人物だ。当選

し、自分だけは落ち武者のように生きようとする。斎藤氏とともに、何とも無責任な御仁らだと感じる。落選した議員、秘書、その家族を含めると、どれくらい多くの人たちが生活不安におちいつているのか？本来なら、議員辞職して、仏門に下って欲しいところだ。もちろん、「赦す」も大事だが・・・。

いずれにしろ、民意は、「富国強兵」。スパイ防止法、憲法改正、マイナンバーで収集した医療健康情報を使った徴兵制度導入等々、何でもありだ。しかし、近隣と戦えば、ウクライナ化は必至だ！やはり「平和ファースト」でないと、この国は存続が難しい。高市氏には、武闘ではなく、平和の戦略を進めて欲しい。

ただ、多くの国民は、ニューメディア主導のポピュリスト政治、ポピュリズム減税論議に飽きあきしていただのではないかと「自民一強」、「ビッグ自民」を誕生させ、「右ならえ」の少数政党乱立に終止符を打ちたい、と考えたのかも知れない。

「アメリカがカゼを引くと日本は肺炎になる？」。そうかも知れない。対米追従には問題がある。だが、今の流れを変えないといけない。それには、11月3日の米連邦議会の中選挙で、民主党が勝つことに望みをかけるしかない感じもする。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～戦略のない選挙戦術や戦争は避けないと
- ・ 「食料品消費税ゼロ」のカラクリ
- ・ 選挙争点潰しのポピュリズム税革論議の落とし穴
- ・ こども性暴力防止法の施行と個人情報保護
- ・ セルフレジでの顔面認証規制

2026年 4月15日
PIJ代表 石村 耕治

「食料品消費税ゼロ」のカラクリ

「ゼロ税率（0%で課税／免税）」か、「非課税」か？

✕ 給付（還付）つき税額控除？○最低所得保障制度（UBI）では！

《対論》 石村 耕 治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）
益子 良 一（PIJ常任運営委員・税理士）

不 2026年2月8日の衆議院選挙を前に、主要政党は競うように「食料品消費税ゼロ」のスローガンを掲げました。争点を潰す意図も見られ、各党がポピュリズム色の強い減税方針へと流れました。

しかし、この「ゼロ」が、「ゼロ税率（0%課税／免税）」なのか、「非課税」を意味するのかが正体不明でした。政党トップが出演したTVの討論会でも、「ゼロ税率（0%課税／免税）」と「非課税」の違いが十分に理解されていないことが明らかになりました。また、新聞報道では「非課税」と判断する動きもありました。しかし、この問題で記者が十分な知見を持っていないと思われるケースも少なくありませんでした。与党や財務省は、「非課税」扱いで、税収減どころか、実質大増税を狙っているとの見方もあります。

この違いは極めて大きいにもかかわらず、各党の選挙公約からは読み取れませんでした。まさに「ゼロのカラクリ」です。有権者自身によるファクトチェックも欠かせませんが、実際には難しかったはず。生活者も政治家も、専門知識がないままの感覚では、「ゼロ税率（0%課税／免税）」より「非課税」の方が「お得」に見えたかもしれません。しかし、実際は真逆です。食料品を「非課税」にしても、逆進性対策としての効果は期待できません。むしろ、使われ方次第では「増税の呼び水、になる可能性すらあります。

「非課税」となると、事業者は仕入れ時に支払った消費税を控除できず、「損

税」【事業者が仕入にかかった消費税をコストとして負担してしまう問題】を抱え込むこととなります。価格転嫁が難しい零細事業者ほど負担が重くなるため、弱い立場の事業者にしわ寄せが集中します。医療機関が社会保険診療サービス「非課税」扱いによって高額機器などの購入時に仕入税額控除を受けられず、経営を圧迫している現状が、その典型例です。

消費者から見ると、「非課税」も「ゼロ税率（0%課税／免税）」も「税がかからない」という点では同じに見えます。しかし、「非課税」によって食料品販売事業者に発生した損税が価格に転嫁されれば、結果的に消費者が負担することになります。「非課税」扱いは、見かけ上は「消費税がかからない」であっても、実質的には「増税の呼び水、になる」という指摘は、この点に基づいています。

それから、消費税は、多段階型の付加価値税（multi-stage VAT）です。単段階の小売上税（single-stage retail sales tax）とは異なります。食料品が「非課税」となれば、サプライチェーン（供給網）の各段階での課税関係を考えないといけません。つまり、生産段階からスーパーなどの小売段階までの各ステージまでそれぞれ仕入と売上がどのような課税取扱いになるかを考えないといけません。大規模農家で、大型機械や備品、肥料、農薬など多額の購入をしないといけない事業者は、どのような課税取扱いになるのでしょうか？卸売事業者の場合はどうでしょうか？

一方、最終消費者を相手にしているスーパーマーケットや商店の段階では、社会保険診療サービスが非課税となっている医療機関と同様の問題が生じる可能性があります。インボイス制度で負担が増している零細事業者にとっては、なおさら厳しい状況となります。このように、食料品に対する消費税「非課税」措置の採用は真の意味での逆進対策にはなりません。事業者にも消費者にも望ましい制度とは言えません。消費税「非課税」とは、学問的には、「仕入課税／売上非課税」措置です。つまり、物品やサービスが、仕入は課税だが、売上は仕入控除ができない仕組みです。この仕組みが、生産、卸、小売りなど各ステージでどのように適用になるのか、しっかりと議論されていないのです。

一方「軽減税率」を採用すると、税制が「複雑」になります。これは、帳簿方式からインボイス方式への転換の経験からもわかります。事業者の損税を生まない「ゼロ税率（0%課税／免税）」の選択こそが、事業者にも生活者（消費者）にもベストな選択であると考えられます。ただ、ゼロ税率（0%課税／免税）を選択する場合も、サプライチェーン（供給網）の各段階での課税関係を考えないといけません。消費税は、最終消費者にだけ課税される小売売上税ではないからです。

選挙が終わりました。しかし、「食料品消費税ゼロ」が「ゼロ税率（0%課税／免税）」なのか、「非課税（仕入課税／売上非課税）」なのかは、いまだ明確ではありません。大勝した与党は、この問題を超党派？の法的根拠もはっきりしない「社会保障国民会議」で検討するとしています。つまり、国会ではなく、インサイダー（内輪）で議論し、たたき台をつくるとしています。有識者会議とかで「名ばかり合意」、いつものやり方です。選挙圧勝で独走、自分らに都合のよい人たちを集めた翼賛会で決めるやり方には大きな疑問符がつきます。

私たち国民は、ポピュリズム的な「食料品消費税ゼロ」のカラクリを暴き、真の生活者ファーストへとつなげないといけません。そのためには、政治の動きを監視し続ける必要があります。なぜなら、正体不明の「食料品消費税ゼロ」というスローガンは、結果として零細事業者や消費者にしわ寄せを生む危険性があるからです。

今回、石村耕治（PIJ 代表／白鷗大学名誉教授）と益子良一（PIJ 常任運営委員／税理士）に、キャッチボール形式で「食料品消費税ゼロ」の問題点を深掘りしていただきました。

（CNNニュース編集部）

◆コンテンツ

1 アメリカの AI 政策の実情を学ぶ 【プロローグ】

第1部 「食料品消費税ゼロ」とは何か

- ◆ 正体不明の「食料品消費税ゼロ」の公約
- ◆ 「ゼロ税率（0%で課税／免税）」と「非課税」の違いを知らないと危ない
- ◆ 「ゼロ税率（0%で課税／免税）」とは何か
- ◆ 「非課税」とは何か
- ◆ 農家など食料品生産者の場合
- ◆ 酪農家の出荷する「生乳」は非課税ではない

- ◆八百屋の場合
- ◆スーパーの場合
- ◆飲食店の場合
- ◆ゼロ税率（0%で課税／免税）では、非課税で起きる問題は発生しない
- ◆だからこそ「ゼロ税率（0%で課税／免税）」と「非課税」を混同するのは危険
- ◆主要政党トップの「食料品消費税ゼロ」の誤解、
- ◆「一律減税（5%）」策の落とし穴
- ◆消費税（付加価値税）の枠内での逆進対策とは

第2部 オーストラリアの「食料品消費税ゼロ税率（免税）」を深掘りする

- ◆オーストラリアの消費税（GST）
～標準税率（10%）＋基礎的な飲食料品ゼロ税率のデザイン
- ◆国内免税／国内ゼロ税率取引の分析
- ◆GST法のもとでのゼロ税率適用の実際
- ◆むすびにかえて～コスパの悪い給付（還付）つき税額控除は要らない

【参考文献】

【プロローグ】

2026年2月8日（日）の衆議院選挙では、主要政党が競うように「食料品消費税ゼロ」というスローガンを掲げました。

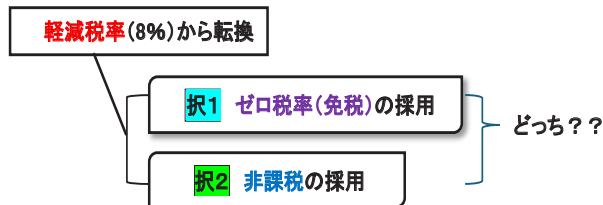
争点をつぶして他党との差を小さくするのが狙いです。しかし、有権者の関心や支持を集めること、人気取りを優先したポピュリズム的な減税競争には、批判も高まっています。

【表1】消費税減税をめぐる各党のスローガンのあらまし

政党名	公約内容	財源	減収資産
自民	食料品2年間ゼロの検討を加速	「国民会議」で検討	約5兆円
維新	食料品2年間ゼロの検討を加速	「国民会議」で検討	約5兆円
中道	今秋から食料品を恒久的にゼロ	政府系ファンド創設や政府基金・剰余金の活用	約5兆円
国民民主	賃金上昇が安定するまで一律5%	外為特会やETF等の公的金融資産の運用益や売却益	約15兆円
参政	段階的に廃止	法人税の引上げ	約31兆円
共産	直ちに5%にし、将来は廃止	大企業や富裕層に応分負担を求める税制改革	約31兆円
れいわ	直ちに廃止。最低でも5%	法人税や富裕層を対象にした所得税引上げなど	約31兆円
ゆうこく	廃止	—	約31兆円
保守	酒類を含む食料品を恒久的にゼロ	省庁、事業、海外抛入金などの整理	約5兆円
社民	一律ゼロ	大企業の内部留保課税、法人税に累進化、防衛費削減	約31兆円
みらい	税率維持	—	—

人気取り、ポピュリズム的な減税競争が激しくなるなか、「ゼロ」の意味をめぐる議論が生じました。ここでの「ゼロ」は、学問的には「ゼロ税率（国内免税）」を指すと理解されます。ところが、一部では「非課税」を意味するとの意見も見受けられました。とりわけ一部の新聞記事では、「食品消費税ゼロ」を、仕入税額控除が認められない「非課税」として理解している様子が見えられました¹。与党や財務省は、消費税収の減少を極力回避する方針であることから、「非課税」とする方向性を模索していると考えられます。

【表2】「食料品消費税ゼロ」の「正体」は



すなわち、財務省は「食品消費税ゼロ」を、輸出取引等に適用される「ゼロ税率（0%で課税／免税）」ではなく、健康保険が適用される医療サービスや薬剤と同様に「非課税」と位置づけ、課税事業者が仕入税額控除を受けられない売上として取り扱うことを意図しているような感じもします。

消費税の「ゼロ税率」とは、「0%で課税」することです。「免税」とも呼ばれます。税率0%であっても、課税取引になり、課税事業者は仕入にかかった消費税を、0%で計算される売上にかかった消費税から控除することができます。また、最終消費者（生活者）は消費税を負担する必要がありません。なお、この対論では、「ゼロ税率」、「0%で課税」あるいは「免税」、「国内免税」という言葉を使いますが、いずれもおおむね同じ意味です。

「ゼロ税率（国内免税）」とは、課税対象であることを前提に、対象物品やサービス

に掛ける税率を0%とする制度です。また、消費税の計算において仕入税額控除が認められます。

一方、「非課税」は、別名で「仕入課税／売上非課税」取引とも言われます。課税対象取引ですが、仕入税額控除が認められません。したがって、同じ「ゼロ」という言い回しであっても、制度的な位置づけや事業者への影響は大きく異なります。

もう1つ大事なことがあります。それは、消費税は、多段階型の付加価値税（multi-stage VAT）であることです。つまり、単段階の小売売上税（single-stage retail sales tax）ではないことです。食料品が「非課税」ないし「ゼロ税率（0%で課税）」となれば、サプライチェーン（供給網）の各段階での課税関係を考えないといけません。つまり、生産段階からスーパーなどの小売段階までの各ステージまでそれぞれ「仕入」と「売上」がどのような課税取扱いになるのかを考えないといけません。消費税は、最終消費者にだけ課税される単段階の小売売上税ではないからです。

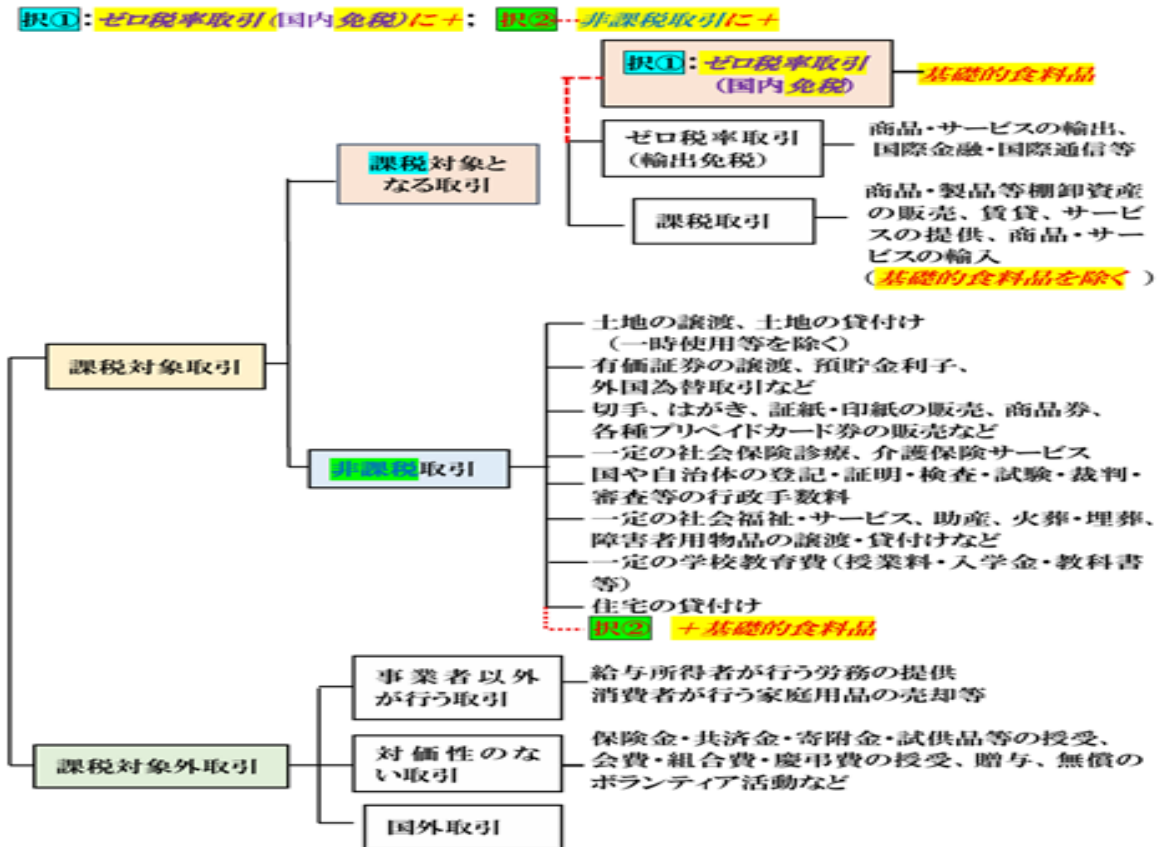
一般に、「生活者」しか頭にない政治家や勤め人などは、最終消費者と小売事業者のステージでの課税関係しか頭に浮かばないようです。税理士でも、このステージでの課税取扱いしかイメージできない人がほとんどではないかと思えます。

大規模農家で、大型機械や備品、肥料、農薬など多額の購入をしないとけない事業者は、どのような課税取扱いになるのでしょうか？酪農家の場合は？食用缶詰製造事業者の場合は？卸売事業者の場合はどうでしょうか？ 答えられる税理士はほとんどいないのではないのでしょうか？まさに、ポピュリズム政治キャンペーンである「食料品消費税ゼロ」は「正体不明」なわけです。

生活者である最終消費者にとっては、どちらの措置であっても消費税が課されない点で同様に見えるかもしれませんが、

¹ 例えば、記事「食品消費税ゼロ 身構える外食店、仕入控除消失、資金繰り難恐れ」日本経済新聞 2026年1月25日朝刊参照。

【表 3】 消費税の対象・対象外取引の類型：「食料品消費税ゼロ」の組込み選択肢
《現行消費税制度に「食料品消費税ゼロ」を組み込む場合の選択：2 択》



事業者にとっては両者の間に大きな違いが存在します。「ゼロ税率(国内免税)」とされた場合には、前段階税額控除(仕入税額控除)が認められます。一方、「非課税」とされた場合、仕入れ時に支払った消費税について前段階税額控除が認められず、その分が「損税」となって事業者の負担となる可能性があります。あるいは、事業者が控除できない消費税分を価格に上乗せして最終消費者に転嫁せざるを得なくなるおそれもあります。したがって、結果的に最終消費者が消費税を負担する形となる可能性も否定できません。

ただ、税理士は、以上のような説明に満足してはダメです。税理士は、事業者側にとって税務の仕事をする専門職だからです。「歌を忘れたカナリア」になってはいけません。生産段階からスーパーなどの小売段階までの各ステージまでそれぞれ「仕入」と「売上」がどのような課税取扱いになるのかをしっかりと理解しないとイケません。

食料品の消費税を「ゼロ」にするには、「ゼロ税率(仕入税額控除あり)」と「非課税(仕入税額控除なし)」の2つの方法があります。どちらも名目上の税率は0%です。しかし、双方は、サプライチェーンでの税負担や価格への影響は大きく異なります。

ゼロ税率は、売上に消費税を課さないだけでなく、仕入税額控除や還付を認めることで、サプライチェーン全体から税コストを取り除く仕組みです。そのため、価格に税が内在化せず、サプライチェーンの長さにも左右されません。

一方、非課税は売上に税を課さない点は同じですが、仕入税額控除ができません。このため、非課税では事業者の段階で税コストが残り、価格に転嫁されます。非課税の範囲が広がるほど、税コストが累積し、価格の歪みが大きくなります。

このように、食料品のような必需品の消費税を「ゼロ」にする場合、両制度の違いを踏まえた制度設計が不可欠となります。

コラム

食料品消費税ゼロの制度設計比較：ゼロ税率と非課税の選択とその帰結 (tentative)

■「ゼロ税率」の制度設計

- ・「ゼロ税率」(0%で課税 / Zero-rating) は、サプライチェーン全体で消費税仕入税額控除+還付が可能。
- ・小売段階だけを消費税をゼロ税率にする制度設計は、理論的には可能。しかし、実務的には成立しえない(=これまで、世界の付加価値税 (VAT / GST) で採用されたことはない)。

■「非課税」の制度設計

- ・「非課税」(exemption) は、消費税の仕入税額控除も還付も不可
- ・制度設計上の選考 (①か②)
- ①小売段階 (retail sale) だけに限定して非課税とする設計
- ②サプライチェーン全体を非課税とする設計

1 ゼロ税率の場合

サプライチェーン全体で消費税還付の仕組みが適用になる。

ゼロ税率の場合、事業者には次の仕組みの適用がある。

- ・消費税の仕入税額控除 (input tax credit)
- ・控除しきれない場合は還付 (refund) つまり、サプライチェーン (供給網) のどの段階でも消費税が完全に除去される。

《数値例：ゼロ税率》

前提：消費税率 10%、適用対象：食用農産物、各段階の付加価値を 100 と想定

①農家

- ・肥料を 100 + 消費税 10 で購入 → 消費税 10 を還付
- ・売上：100 (消費税 0)

②卸売

- ・仕入：100 (消費税 0)
- ・売上：200 (消費税 0)
- * 仕入消費税はゼロなので還付なし

③小売

- ・仕入：200 (消費税 0)
- ・売上：300 (消費税 0)
- * 消費者価格：300 (消費税 0、税コスト (損税) ゼロ)

ゼロ税率の本質は、サプライチェーン全体で消費税が完全に消える (還付で消す) ことが狙い。

2 非課税の場合

非課税の場合は、仕入は課税だが、次の双方の仕組みが認められない。

- ・仕入税額控除
- ・消費税還付

つまり、仕入に含まれる消費税がすべてコスト (損税) として事業者に残る。

①小売段階だけを非課税にする場合

数値例

《前提》農家と卸売は課税、小売だけ非課税の制度設計

①農家

- ・肥料 100 + 消費税 10 → 控除できる (還付 10)
- ・売上：100 + 消費税 10

②卸売

- ・仕入：110 (100 + 10) → 消費税 10 を控除
- ・売上：200 + 消費税 20

③小売

- ・仕入：220 (200 + 20) → 消費税 20 を控除できない (還付なし)
- ・付加価値 100 を乗せる → 売上：320 (消費税 0)

消費者価格：320 (消費税 0 だが、税コスト / 損税 20 が内在化)

②すべての段階を非課税にしたらどうなるか (還付なしの連鎖)

つまり、小売に届く前の段階 (農家・卸売) も非課税にすると：

- ・肥料などの消費税 10 → 農家が控除できない
- ・農家の価格に消費税 10 が内在化
- ・卸売も控除できない → さらに上乗せ
- ・小売も控除できない → さらに上乗せ

消費者は消費税を払わないが、小売価格のなかに消費税が何倍にも膨らんで埋め込

まれる。埋め込めないと、事業者に損税（embedded tax）が発生する。これは、付加価値税（VAT / GST）が本来避けるべき累積課税（cascading）になることを意味する。実質、累積型（cumulative type）の取引高税（turnover tax）にあたる。

■ゼロ税率と非課税の価格形成の違い(消費税還付の有無が決定打)

	売上税率	仕入税額控除	還付	税コスト(損税)の発生
ゼロ税率	0%	あり	あり	※発生しない
非課税	0%	なし	なし	○非課税供給者各段階

*オーストラリアの物品・サービス税(GST)などを参考にイメージした。

第1部 「食料品消費税ゼロ」とは何か

◆ `正体不明、の「食料品消費税ゼロ」の公約

(石村) 2026年2月8日(日)の衆議院選挙に際し、主要政党は、人気取りで競うように「食料品消費税ゼロ」のスローガンを掲げました。欧米では、こうした現象を「減税ポピュリズム」といいます。しかし、制度設計・財源・実施時期が曖昧なままで、課題は山積していました。とりわけ、税の専門職や飲食品を扱う事業者からは、「ゼロ」の言葉が、`意味不明、`正体不明、と強い疑問が出ました。

(益子) 「ゼロ」が、「非課税」なのか「免税」なのかで、小規模小売事業者、農家、飲食店などへの影響が大きく変わります。にもかかわらず、どの党も具体像を示していません。これが `正体不明、と批判される理由ですね。税の専門職としても、「消費税ゼロ」は、消費税率がゼロパーセントなのか、非課税（仕入課税／売上非課税）なのかが大変気になります。

◆ 「ゼロ税率(0%で課税／免税)」と「非課税」の違いを知らないと危ない

(石村) 先の衆院選では増税論から減税論に変身する政党が相次ぎました。「食料品消費税ゼロ」という人気取りの減税スローガンは、生活者にとっては魅力的に聞こえます。ところが、この言葉には制度的にまったく異なる2つの扱いが潜んでいます。益子税理士があげた「ゼロ税率(免税)」と「非課税」です。

「ゼロ税率(免税)」とは、訪日インバウ

ンド客が国内で課税物品を免税店にて購入する場合と同じような仕組みを指します。販売業者（消費税の課税事業者）はゼロ税率（輸出免税）を適用し、売上に対して仕入税額控除（還付）を受けることができます。**(益子)** 「ゼロ税率(免税)」と「非課税」は、どちらも消費者から見ると「税率ゼロ」という同じイメージを与えます。ところが、事業者にとっては天と地ほど異なる制度です。そしてこの違いを理解しないまま選挙プロパガンダを評価してしまうと、むしろ弱い立場の事業者が大きなダメージを受ける可能性があります。

◆ 「ゼロ税率(0%で課税／免税)」とは何か

(石村) 益子税理士、「ゼロ税率(0%で課税／免税)」について、説明してください。**(益子)** ゼロ税率は、仕入も売上も課税取引であることを前提に、税率を0%にする制度です。特徴をあげると、次のとおりです。

- ・ 課税取引として扱われます
- ・ 仕入税額控除が認められます
- ・ 事業者は0%対象品の仕入れの際に消費税を負担しません。
- ・ 消費者も0%対象品購入時に消費税を負担しません。

(石村) つまり、税率はゼロでも、制度の `土台、は課税の領域にあるため、事業者の負担は増えないということですね。

(益子) そうということです。ただ、サプライチェーン（供給網）の各段階（生産／製造・卸売・小売など）でのそれぞれの事業者の消費税取扱いを考えないといけません。

◆非課税とは何か

《食料品消費税非課税の制度設計上の選択》

- ①小売段階だけを食料品消費税非課税にする制度設計
- ②すべての段階を食料品消費税非課税にする制度設計

(石村) 次に、非課税について、説明してください。まず、①小売段階だけを食料品消費税非課税にする制度設計に基づいて、教えてください。

(益子) この制度設計案①に基づくと、非課税は、最終消費者と小売事業者との取引にだけ適用になります。ですから、現行の健康保険医療サービスや学校教育サービスなどと同じと見てよいと思います。非課税措置は、理論上は、「課税対象取引」にあたりますが、「仕入課税／売上非課税」の仕組みです。非課税取引になると、次のような特徴があります。

(石村) つまり、非課税では、食料品の小売事業者が、制度的仕入税額控除ができない。しかも、市場競争が激しく、その事業者が仕入で払った消費税を消費者価格にトス（転嫁）できない。こうなると、利益を減らして消費税をコストとして事業者自身で負担するしかない。いわゆる「損税」が発生するわけですね。

(益子) そのとおりです。スーパーとか大規模な事業者と、八百屋など小規模な事業者とでは、影響が異なりますが……。それに、非課税といっても、医療のような「サービス」の場合と、食料品といった「物品」の場合とでは、税の計算や影響は異なってくると思います。

(石村) 各政党のセールストークは、`生活者、のための「食料品消費税ゼロ」です。見方を変えると、事業者側の税務がどうなるかについてはほとんど語られていません。

(益子) そうですね。仮に制度設計で「非課税」の選考をするにしても、サプライチェーン（供給網）の各段階（生産／製造・卸売・小売など）でのそれぞれの事業者の消費税取扱いを考えないといけませんね。

(石村) 現時点では、制度設計案がまったく示されていません。課税取扱いを具体的にイメージするのは難しいのです。

◆農家など食料品生産者の場合

(益子) 食料品消費税非課税になると、各ステージのさまざまな事業者、例えば農家や漁師、それから八百屋や魚屋などへの影響も大きいと思います。ただ、①小売段階だけを食料品消費税非課税にする制度設計プランと、②すべての段階を食料品消費税非課税にする制度設計プランとでは、消費税取扱いが大きく違ってきます。

農家は肥料・飼料・燃料などの仕入には消費税がかかります。①小売段階だけを食料品消費税非課税にする制度設計プランに従うと、農家は、食料品以外の商品を取り扱う事業者と同じ課税取扱いになります。一方、②すべての段階を食料品消費税非課税にする制度設計プランでは、仕入税額控除が使えなくなります。ですから、損税が発生すると思います。

(石村) ただ、ひとくちに「農家」といっても、①主食用米だけでなく、②飼料用米・加工用米を生産する事業者もいます。ですから、仮に非課税となると、①主食用米は「非課税」、②飼料用米・加工用米は「課税」になりますね。

(益子) 農家が消費税計算する場合の主な「仕入」は、次のような項目ですね。

種苗、肥料、農薬、燃料、機械、資材など

一方、食料品の定義にもよりますが、「売上」は、次のようになります。

- ①主食用米（人が食べるコメ）非課税：こしひかり、あきたこまちなど
- ②飼料用米・加工用米課税（10%）：家畜用、バイオマス用、工業用など

(石村) 非課税扱いになると、コメ農家に仕入税額控除は、①主食用米（非課税）については、仕入税額控除はできません。い

わゆる「損税」が発生します。一方、①と②を生産しているコメ農家は、共通費用を課税売上割合に応じて按分することになると思います。もちろん、法改正（制度設計）次第ですが・・・。

◆酪農家の出荷する「生乳」は非課税ではない

(益子) 消費税法で現在「飲食料品」は、軽減税率（8%）の対象となっていますが、例えば、酪農家の出荷する「生乳」はどういう扱いになりますか？

(石村) 仮に②すべての段階で食料品消費税非課税になるとします。この場合、非課税となる「食料品」には条件があります。その条件とは、「人が飲食として直接摂取できる状態であること」です。ですから、次のような取り扱いになると思います。

- ①殺菌されていない生乳 (raw milk) → 人が直接飲めない → 食料品に該当しない → 課税 (10%)
- ②殺菌済みの牛乳 (市販の牛乳) → 人が飲める → 食料品として非課税

(益子) 酪農家が出荷するのは人が飲めない生乳です。ですから、売上は課税で、仕入税額控除は従来どおり使えるわけですね。もちろん、仮に食料品消費税非課税になっても、今後の制度設計（法制）によっては、扱いは違ってくるかもしれません・・・。

(石村) そうですね。ある勉強会で、農家出身の税理士の方から、「実家では生乳を沸かして飲んだり、近隣に売っていたけど、その場合はどうなるんですか？」と質問を受けました。いろいろなアラカルト（事例）はあると思います。ただ、一般には、法に基づいてた方法で殺菌してからでないと販売してはいけないわけです。ですから、酪農家が次のステージに販売する生乳は、人の飲食に供されないペットフード用の穀物や肉なども、同じような課税扱いになると思います。

◆八百屋の場合

(石村) 食料品消費税非課税になると、八百屋の場合はどうでしょうか？

(益子) 八百屋の場合、①小売段階だけを食料品消費税非課税にする制度設計プランでも、②すべての段階を食料品消費税非課税にする制度設計プランでも、課税取扱いは、ほぼ同じになると思います。八百屋の仕入（野菜・果物）は課税で、売上は非課税になるため、仕入にかかった税額を価格に転嫁しないと損税が発生します。それに、家賃や光熱費のような仕入れに含まれる消費税も、非課税売上に関係する分は控除できません。結果として按分作業が増え、事務負担が重くなる心配があります。ただ、②すべての段階を食料品消費税非課税にする制度設計プランでは、前段階（卸など）で控除できなかった消費税が溜まって仕入価格に累積することになります。

(石村) 実質的に、「取引高税」ですね。

(益子) 「付加価値税」である消費税を導入した意味がなくなってしまいます。そもそも、②すべての段階を食料品消費税非課税にする制度設計プランの選択をしてはいけないと思います。

◆スーパーの場合

(石村) 食料品消費税非課税になると、スーパーの場合はどうでしょうか？

(益子) スーパーは、売上が非課税（食料品）と課税（日用品）の両方を扱います。一方、仕入は、食料品も日用品も課税です。

- ・食料品の仕入は課税 → 仕入控除不可
- ・日用品の仕入は課税 → 仕入控除可能
- ・光熱費などの共通費用は按分で控除が減る

ただ、スーパー、とりわけ大規模な事業者の場合には 価格転嫁力があります。

- ・大量仕入れでコストを抑えられます。
- ・市場競争力を有しています。

◆飲食店の場合

(石村) 食料品消費税非課税になると、飲食店／外食（レストラン、居酒屋など）の場合はどうでしょうか？

(益子) 制度設計次第です。飲食店の仕入については、消費税については、次のような課税取扱いになると思います。

- ・仕入れる食材はおおむね非課税（消費税 0）
- ・光熱費・備品などは課税（消費税 10%）です。
- ・売上には 10%で課税です。

(石村) ということは、食料品消費税非課税になっても、外食は売上に 10%で課税でき、仕入税額控除もできます。もちろん、非課税（消費税 0）の食材については、損税が発生する可能性はありますが。先般、オーストラリアの税法研究者とマイクロソフト社のチームズ（Teams）を使ってこの件でキャッチボール（対話）をしました。オーストラリアの消費税（GST）は 10%で、基礎的食料品はゼロ税率です。軽減税率はありません。外食は、制度設計において、食料品消費税ゼロ税率になっても、非課税になっても、影響は同じではないか、と言っていました。

《食料品消費税非課税の選考と「外食」との課税イメージ》

- ・食材仕入：非課税（消費税 0）
- ・酒類仕入：課税（消費税 10%）（控除可能）
- ・家賃・光熱費等：消費税 10%（控除可能）
- ・売上：課税（消費税 10%）

《食料品消費税ゼロ税率の選考と「外食」との課税イメージ》

- ・食材仕入：課税（消費税 0）
- ・酒類仕入：課税（消費税 10%）（控除可能）
- ・家賃・光熱費等：消費税 10%（控除可能）
- ・売上：課税（消費税 10%）

(益子) 非課税扱いの具体的な制度設計（法制）にもよります。それに外食事業者の飲食サービスに占める食材の割合なども左右

されます。ですからアバウトに言うしかないのです。食料品消費税非課税の最大の課題は、損税にならないように、どれだけ価格に転嫁できるかどうかです。大規模小売は影響が小さいと思うのですが、「弱い事業者ほど負担が重くなる」わけですから。

(石村) 同じ非課税でも、スーパーは価格に転嫁が可能ですが、零細事業者は価格転嫁が難しいということですね。

(益子) この差は決定的です。つまり、食料品消費税非課税扱いは「弱い事業者ほど損税を抱え込む、逆進的な傾向を生みます。これは税制の公平性の観点からも大きな問題です。また、現在、社会保険診療サービスは消費税の非課税扱いとなっています。このため、高額な医療機器を購入した病院などの医療機関は、仕入れ時に支払った消費税を控除できず、その分の損税負担が経営を圧迫する一因となっています。こうした状況は、消費税における「非課税」扱いの実態を理解するうえで欠かせないポイントです。

◆ゼロ税率（0%で課税／免税）では、非課税で起きる問題は発生しない

(石村) これまで述べたような非課税扱いで起きると思われるトラブルは、ゼロ税率（0%で課税／免税）では、本則課税の事業者には発生しないと思いますが。

(益子) そう思います。理由はシンプルで、ゼロ税率（0%で課税／免税）は仕入も売上も「課税取引」であることを前提に税率だけを 0%にしているだけですから。

- ・課税売上として扱われます。
- ・仕入税額控除がフルに使えます。
- ・光熱費・設備・備品などの課税仕入も全額控除できます。

(石村) つまり、取引を「消費税の枠組みに残したまま税率だけをゼロにする」ため、非課税扱いで起きるような問題はおおむね回避できるのですね。

(益子) そう思います。ただ、ゼロ税率（0%

で課税／免税) の場合も、サプライチェーン (供給網) の各段階 (生産／製造・卸売・小売など) でのそれぞれの事業者の消費税取扱いを考えないといけませんね。

(石村) 現時点では、課税取扱いを具体的にイメージするのは難しいですね。

◆だからこそ「ゼロ税率 (0%で課税／免税)」と「非課税」を混同するのは危険

(益子) 政治家が「食料品の消費税ゼロ」と言うと、多くの方はゼロ税率 (0%で課税／免税) をイメージします。しかし、実際には、ゼロ税率 (0%で課税／免税) なのか非課税なのかを明示していないのです。仮に食料品消費税非課税が採用されたとすれば、零細な事業者ほど損税を抱え込む逆進的な構造が生まれます。一方でゼロ税率 (0%で課税／免税) なら、事業者の税負担は増えず、消費者の税負担も増えないわけです。

(石村) この違いは、極めて大きいものにもかかわらず、各党の選挙公約からだけでは見えてきませんでした。まさに「ゼロのクラクリ！」です。有権者自身によるファクトチェックが欠かせません。生活者や政治家も、専門的な知識がないままの感覚では、ゼロ税率 (0%で課税／免税) より非課税の方が「お得」に感じるかも知れません…。

(益子) そうですね。有権者は、事業者のことも考えに入れて「ゼロとは具体的にどの課税扱いを指すのか」を確認したうえで政策を評価する必要があります。

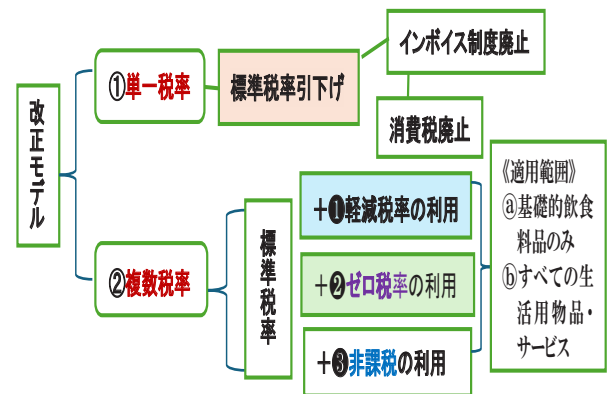
(石村) 同感です。公約は言葉からではなく、中身で判断しないとダメですね。ところが、オールドメディアの新聞やTVまでもが、しっかりと取材して財務省の「公式見解」を報道しようとしないうえです。大きな疑問符がついたままにしがちです。政府寄りの保守的メディアは、「経済学者調査、食品消費税ゼロ 反対 88%、社会保障財源不安定に」(日経新聞 2026年1月30日朝刊) とかのキャッチコピーで記事を書けるわけです。

(益子) ここでいう経済学者のうち、食品消費税ゼロは、ゼロ税率 (0%で課税／免税) か、非課税をわかっている人がどれ位いるのでしょうか？ オールドメディアは、SNSのようなニューメディアとは一線を画し、公正な報道のスタンスを欠いてはダメですね。

(石村) まさにそのとおりです。オールドメディアは、世論誘導、投票行動誘導をするような記事を掲載してはいけません。ところが、日経あたりはその辺のガバナンスに問題があるような気がします。

(益子) いずれにしろ、制度設計次第ですが、ゼロ税率 (0%で課税／免税) 扱いであれば、非課税扱いで生じるような損税の問題は発生しないわけです。つまり「消費税ゼロ」という言葉は同じでも、取扱いの選択によって事業者の負担は天と地ほど違ってきます。

【表4】わが国での消費税減税要求 (改正モデル) の所在



◆主要政党トップの「食料品消費税ゼロ」の「誤解」

(益子) この辺のところ、各政党はどう考えていたのでしょうか？

(石村) 2026年1月26日放送のTBS『NEWS23』では、高市 (自民)、野田 (中道)、玉木 (国民)、田村 (共産) ら主要政党の代表が出演し、「食料品消費税ゼロ」について議論が交わっていました。高市は「非課税」との認識を示していました。野田は「非課税」と「ゼロ税率 (0%で課税／免税)」の違いを十分に理解していない、

あるいは同一視しているようでした。玉木も両者の違いを明確に理解しているのかは定かではありませんでした。しかし、「還付」という言葉を繰り返していたことから、仕入税額控除が可能なゼロ税率（0%で課税／免税）を想定していた可能性はあります。田村は一貫して5%課税を主張し、この議論には加わっていませんでした。他の出演者も、消費税廃止や現状維持といった立場であり、この論点には深い踏み込みはありませんでした。

政党トップの議論のズレをアバウトに一覧にすると、次のとおりです。

【表5】政党トップの議論のズレ

	「ゼロ」の理解	評価
高市	非課税	事業者の仕入税額控除への理解不足
野田	非課税とゼロ税率を混同	制度の正しい理解ができていない
玉木	ゼロ税率（還付）を想定	実務的には正しいが、説明不足
田村	一律減税（5%）	逆進性対策としては弱い、事業者が仕入税額控除できる案。単一税率にする案
ほか	廃止で議論	（そもそも別の政策軸）

（益子）政権公約に「食料品消費税ゼロ」を掲げた多くの政党のトップが、基礎的な消費税制度に関する知識を欠いていたのですね。「フェイク」とも受け取れかねないポピュリズム的な減税論を展開する姿勢でいいのでしょうか？選挙民を軽視するものと映り、かなりの違和感を覚えますね。

（石村）同感です。繰り返しになりますが、仮に食料品消費税非課税が採用されたとすれば、該当する商品を販売する課税事業者は、売上に対する非課税分の前段階控除（仕入税額控除／還付）を受けられないうえ、煩雑なインボイス制度の適用を強いられることとなります。とりわけ零細事業者にとっては、販売価格に消費税を転嫁する

のは困難です。「損税」が発生し、納税事務の負担も大きくなると考えられます。市場競争力がある大型小売食品スーパーなどは立場が異なります。

（益子）選挙直前（2月2日頃）に行われた世論調査では、財源の問題を重視する人が多かったと報道されてました。その結果として、一律減税（5%）の案が一番人気だったと報じられてましたが・・・。

（石村）アトランダムな調査である以上、回答者が事業者の税務上の扱いが後回しにされていることを心配していたわけではないと思いますが？

（益子）確かに、結果として一律減税（5%）は多くの支持を集めていたのだと思います。この方式であれば、事業者は仕入税額控除もできますし、インボイス制度も不要になります。さらに、財源についても一定程度は確保できます。こうした点が、一律減税（5%）の支持の高さにつながったのだと思います。ただ、一般の人々がこうしたメリットを十分に理解したうえでアンケートに回答したと考えるのは難しいところです。

◆「一律減税（5%）」策の落とし穴

（石村）「一律減税（5%）から最終的な廃止」へと進むのであれば、生活者にとって朗報となるでしょう。しかし、「廃止」を実現できず、5%から逆に増税へ向かう展開になれば、生活への負担は大きくなり、深刻な結果を招きかねません。単一税率がもたらす負の影響を理解するためには、ニュージーランド（NZ）の消費税（GST）の経験を参考にする必要があります。同国は、消費税（GST）導入当初から税制を複雑にする軽減税率を一切採用しませんでした。その一方で、導入時（1986年）の税率は一律10%でしたが、その後12.5%（1989年）、そして現在（2010年から）は15%にまで引き上げられています。

【表6】NZの単一税率引き上げの推移



その結果、現在、食料品にも15%の税率が適用され、生活者が大きな負担を感じて、悲鳴をあげています。隣国オーストラリアに倣って、食料品消費税ゼロ税率を求める声が大きくなっています²。

(益子) ということは、いったん単一税率に戻してインボイス制度廃止し、その後消費税廃止につなげる主張には一定の合理性がありますね。しかし、もし消費税廃止が実現できなければ、別の問題が生じる可能性があるということですね。

(石村) そういうことです。将来的には食料品も含めて高い税率で課税されるおそれがあります。その結果として、生活者の負担がより重くなる懸念があります。一部の研究者³や税の専門職団体によっては、ニュージーランド(NZ)の単一税率による消費税制度を、課税ベースが侵食されない理想的な制度設計として高く評価します。ベストデザイン賞に値するといった声があります。こうした評価は財務省や消費税増税派にとっては好ましいかもしれませんが、しかし、生活者の視点を欠いていると思います。

(益子) 単一税率論の「負の側面」を見落としてはいけない、ということですね。

(石村) 「食料品消費税ゼロ」も、軽減税率を廃止することにつながります。ですから、実質は、単一税率に近づける選択になりますが。もちろん、新聞を除いての話ですが。先般、「食料品消費税ゼロのカラクリ」と名打った勉強会で話をしました。参加している税理士の方が、次のような感想を述べていました。

「食料品消費税ゼロ、が、実質10%一本になるというイメージを持てなかった。油断すると、財務省の「ニンジン作戦」に

乗せられて、消費増税路線を走らされてしまう心配がありますね。」

(益子) ポピュリズム減税の政治プロパガンダの怖さですね。

◆消費税(付加価値税)の枠内での逆進対策とは

(石村) 日本の政治文化では「消費税＝税率の話」になりがちです。

(益子) つまり、「上げるか」、「下げるか」、あるいは「ゼロにするか」・・・ですね。

(石村) しかし、消費税(付加価値税)の本質は「仕入税額控除の仕組み」にあります。一連の取引(多段階課税)において、税が累積しないように制度設計された(累積排除型)の税金ですから。

(益子) つまり、税が累積する(累積型の)「取引高税」とは違い、「消費税(付加価値税)」では、事業者仕入税額控除(前段階控除)が認められますね。

(石村) そうです、EU諸国などでは、付加価値税(消費税)は、「累積排除型(non cumulative type)」であることをはっきりさせるために、税法で「仕入税額控除権(right to deduct input tax)」を「事業者の請求権」と規定しています。このように、国によっては、多段階取引でも税負担が累積しない仕組みを制度保障しています⁴。

EUやイギリスなどでは、「仕入税額控除権(right to deduct input tax)」を「事業者の請求権」と規定しています。

(益子) この点について、EUやオーストラリアなどでは常識になっているようで

² ニュージーランドにおけるすべての飲食料品への消費税(GST)ゼロ税率導入/食料品免税をする議員立法案 [Goods and Services Tax(Removing GST from Food)Amendment Bill] Goods and Services Tax(Removing GST from Food)Amendment Bill 16-1 (2024), Members Bill Contents - New Zealand Legislation

³ 篠原正博「ニュージーランドのGST-導入時における制度設計の議論」(2021年)

<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/06/discussno349.pdf>

⁴ 石村耕治「EU付加価値税における事業者の仕入税額控除権の分析」租税理論研究叢書35(2025年、財経詳報社)参照。

す。しかし、日本では政治家の間でこの点が十分に理解されていません。財務省にいたっては、わかっていながらも、この辺を政治的な争点になることから封印しているように見えます。

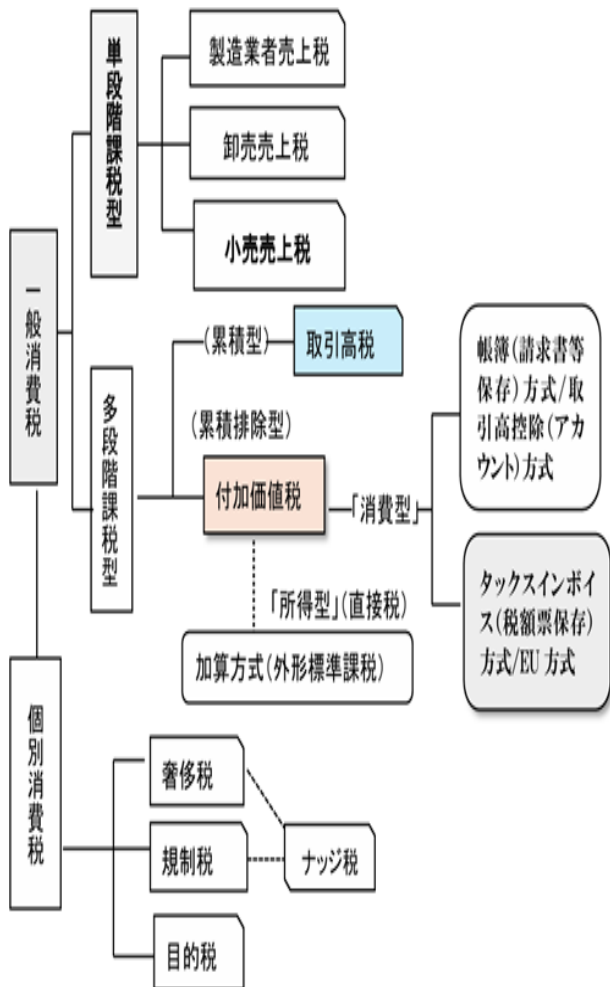
(石村) これは、今般の「食料品消費税ゼロ」の制度設計でも同じです。「ゼロ」は、`ゼロ税率、か、`非課税、かの公的確認もできていません。この点について、議員に「質問主意書」(国会法74条)で内閣に質問してもらうのも一案ですね。

(益子) 良いアイデアですね。まさか、「ゼロ」は、`事業者の仕入税額控除の否定、の意味ではないと思うんですが？

(石村) 確かに、「ゼロ」が非課税では、使われ方次第では、事業者の仕入税額控除権の否定につながりますね。

(益子) `増税の呼び水、なる可能性すらあります。

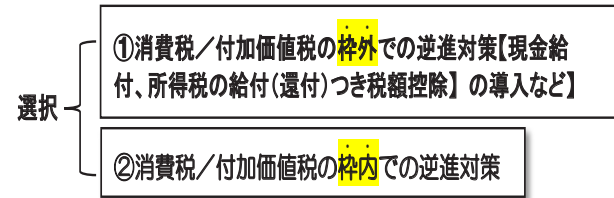
【表7】 消費税（付加価値税）の所在



(石村) 私もそう感じています。ですから、少しこの辺の論点を整理したいと思います。

消費税（付加価値税）の逆進対策としては、消費税の「枠外」の対策と、「枠内」の対策があります。

【表8】 消費税／付加価値税の逆進性解消策の選択



(益子) 2月の衆院選では、消費税（付加価値税）の枠内での逆進対策について議論をしていますね。現行消費税のもとでは、逆進対策は、軽減税率ですが・・・。

(石村) 理論的にいうと、消費税（付加価値税）の枠内での逆進性解消策には、次のようなものがあります。

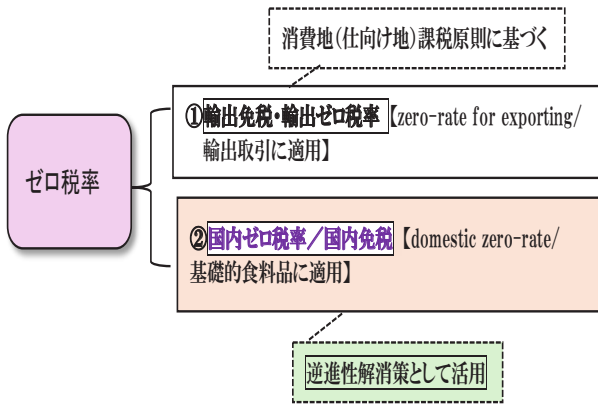
【表9】 消費税の枠内での逆進対策の選択

- ① 複数税率（標準税率および基礎的飲食料品など生活必需品等*への軽減税率）の採用
- ② 基礎的食料品など生活必需品等への非課税の採用
- ③ 基礎的食料品など生活必需品等へのゼロ税率の採用

(益子) つまり、現行の①軽減税率を、②非課税か③ゼロ税率（0%で課税／免税）に転換することになるわけですね。ところが、「ゼロ」は、②なのか、③なのか、正体不明なわけですね。現行の消費税では、ゼロ税率（0%で課税／免税）は、輸出取引にだけ適用ですからね。

(石村) ですから、「輸出免税／輸出ゼロ税率」に加え、食料品消費税ゼロ税率（0%で課税／免税）となれば、食料品に対する国内ゼロ税率／国内免税」を設けることになるわけですね。ですから、イメージとしては、次のようになります。

【表 10】「ゼロ税率」の種類と活用目的



*グローバルに見ると、イギリス、オーストラリアやカナダなど旧英連邦諸国のように、消費税 (VAT / GST) の逆進性解消対策として価値財 / サービスへの消費課税除外措置および、軽減税率に替えて国内ゼロ税率 / 家庭用ゼロ税率 (domestic zero-rate) (以下、「輸出免税」という意味でのゼロ税率と区別して、「国内ゼロ税率」、「国内免税」) を幅広く採用する国もあります。わが国が参考にすべき消費税逆進性解消のための税率選択モデルの一つといえます。

ちなみに、わが国の消費税法では、「輸出免税等」(消費税法7条以下)としてゼロ税率取引が制度化されています。しかし、現行消費税法上、「国内ゼロ税率 / 家庭用ゼロ税率 (domestic zero-rating)」は制度化されていません

第2部 オーストラリアの「食料品消費税ゼロ税率 (免税)」を深掘りする

◆オーストラリアの消費税 (GST) ~標準税率 (10%) + 基礎的な食料品ゼロ税率のデザイン

(益子) 仮に食料品消費税ゼロ税率が採用されたとすれば、オーストラリアのモデルに近くなりますね。

(石村) そうですね。

(益子) オーストラリアモデルを教えてください。

(石村) わかりました。

オーストラリアは、10%の標準税率の消

費税 (GST=Goods and Services Tax) を導入しています。そして、飲食料品 (Food / Beverage) [+公的医療保険適用の医療サービスや教育サービス] に対するゼロ税率 (domestic zero-rating / GST free) を採用しています。税制を複雑にする軽減税率 (reduced rates) は一切採用していません。

(益子) 公的医療保険適用の医療サービスや教育サービスにもゼロ税率を採用しているのですね。

(石村) そうです。オーストラリアでは、消費税 (GST) 課税において、公的医療保険適用の医療サービスはゼロ税率 (0%で課税 / 免税) となっています。日本のように非課税扱いではありません。そのため、医療機関が100万豪ドル (100円換算で1億円) の医療機器を購入して10%の消費税10万豪ドル (1,000万円) を負担しても、仕入税額控除を行うことができます。結果として、設備更新や建替えが難しくなって経営が悪化するケースは、日本に比べて少ないわけです。以下に表にしておきます。

【表 11】オーストラリア GST 法上の逆進性解消策と対象取引一覧

標準税率	免税取引 / ゼロ税率	非課税取引 / 仕入課税取引	軽減税率
10%	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出 ・医療 ・基礎的飲食料品 ・教育 ・国際運輸 ・非営利 / 公益活動 ・営農者間での農地取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融取引 ・居住用住宅の貸付 (ただし50年以上の長期貸付およびホテルのような事業用居住場所の貸付を除く。) ・居住用中古住宅取引 ・募金活動 	なし

(益子) わが国で消費税を導入する際に、政府税調や大蔵省 (当時) は、医療や教育サービスをゼロ税率 (0%で課税 / 免税) 取引にすることに徹底して反対しました。

(石村) 日本医師会なども、当初はゼロ税

率（0%で課税／免税）を主張していたものの、最終的には非課税で妥協する形になった経緯があるようです。

(益子) 「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」という、論語の有名な言葉があります。「民はただ施政に従わせればよく、民に理由や意図を説明する必要はない。」という解釈で・・・よく使われています。大蔵省（現財務省）は、いまだそうしたスタンスなのかも知れません。

(石村) 今般の正体不明の「食料品消費税ゼロ」公約に今後の展開について、財務省は「丸で他人事」を装って、ジッと様子見をしているのかも知れませんね

(益子) そうかも知れませんね。それでは、オーストラリア物品サービス税 (GST) 【わが国の消費税に相当】の例を参考にして「標準税率（10%）取引」、「免税取引／ゼロ税率取引」、「非課税取引」で申告、還付がどうなるのか、少し説明してください。

(石村) わかりました。簡潔に表にすると、以下のようになります。

【表 12】 標準税率取引、免税取引／ゼロ税率取引、非課税取引比較 (A \$)

《標準税率取引》 【Standard rate supply】	《免税取引／ゼロ税率取引》 【GST-free supply】	《非課税取引／仕入課税取引》 【Input taxed supply】
仕入 (input) 税率 (10%) 金額 (1,000) 税額 (100)	仕入 (input) 税率 (10%) (1,000) (100)	仕入 (input) 税率 (10% 課税) (1,000) (100)
売上 (output) 税率 (10%) 金額 (1,500) 税額 (150)	売上 (output) 税率 (0%) (1,500) (0)	売上 (output) (非課税) (1,500) (Nil)
GST 申告税額 50	GST 還付税額 100	GST 仕入税額控除不可

(益子) 課税事業者は、「免税取引／ゼロ税率取引」では還付、「非課税取引」では仕入税額控除不可で「損税」が発生するわけですね。

(石村) そういうことです。「損税」が発生することとは、「国家には税収損はなし。事業者が消費税を負担するか、さもなければ、最終消費者（生活者）にその負担をトス（転嫁）しろ!」ということになります。自分らが唱えている「ゼロ」の意味が「非課税」か「ゼロ税率（0%で課税／免税）」

か理解できない政党のトップが『生活者ファースト』のキャッチコピーで訴えている状況には違和感を覚えます。

◆国内免税／国内ゼロ税率取引の分析

(益子) わが国の政党が選挙公約でうたう「食料品消費税ゼロ」が、仮に食料品消費税ゼロ税率（0%で課税／免税）であるとすると、オーストラリア制度が参考になります。オーストラリア税法に詳しい石村代表、もう少し詳しく教えてください。

(石村) 一般の人たちには少し難しいかも知れませんが、要点を一覧にして見ます。

【表 13】 免税／国内ゼロ税率取引とは

■ 免税／国内ゼロ税率取引の要件

- ・免税取引／ゼロ税率取引 (GST-free supplies/ domestic zero-rating/GST-free *) では、売上 (output) には0%で課税されます。したがって、仕入にかかった税額 (input tax) は、還付 (refund) を受けることが可能です (GST 法 38 条の 1)。これは、非課税取引 (Input-taxed supplies**/ Exemption) の場合と対照的です。
- * オーストラリア税法では、免税／ゼロ税率を「GST-Free」といいます。
- ** 非課税を「Input-taxed (supplies)」といます。
- ・免税取引／ゼロ税率取引と非課税取引が混在する場合も出てきます (GST 法 9 条の 30 第 3 項)。例えば、金融取引の輸出 (export of financial supplies) です。この場合には、免税取引として取り扱われます (GST 法の第 38 部)。

■ 飲食料品の定義

- ・GST 法の第 38A 部は、免税取引／ゼロ税率取引の対象として飲食料品 (food and beverages) を掲げています。GST 法で、例外的に GST をかけるものは別として (法 38 条の 2)、原則として、果実・野菜・魚・肉・卵・ミルク・小麦・コメ・食パンのように、人間が費消する基礎的な飲食料品 (basic food and beverages for human consumption) は免税取引／ゼロ税率取引とするルールに基づいています。加工品は含みません。なお、水道水はゼロ税率ですが、ミネラルウォーターは課税 (10%) です。

- ・しかし、人間が費消する基礎的な飲食物品は免税取引／ゼロ税率取引とはいっても、現実には、10%対象か、それとも免税取引／ゼロ税率取引となるのか、線引きが難しい場合も少なくありません。例えば、搾乳したばかりのミルクは、殺菌しないで市場に出荷できないわけで、人間が費消する基礎的な飲食物品には該当せず、10%が適用になります。ちなみに、免税取引／ゼロ税率取引に該当する「飲食物品 (food)」にあたるか、そうでない「例外 (exclusion)」、つまり 10%税率が適用になるのかについて、GST 法の規定の仕方は図説すると、次のとおりです (法 38 条の 3)。

■免税取引／ゼロ税率取引の対象外となる飲食物品の要件

- ・飲食物品が、提供された (レストラン・販売店など) 以外の場所で費消されるかどうか。
- ・暖かい持ち帰り飲食物品 (hot takeaway food) かどうか、または、
- ・別表第 1 に掲げられた種類の飲食物品の提供かどうか。

- ・別表第 1 に掲げられた調理された食品・パン菓子 (食パンを除く)・ビスケット・ケーキ類・スナック菓子類
- ・別表第 2 に掲げられた免税取引／ゼロ税率取引となる飲食 (お茶・コーヒー・ミルク・果実ジュースなど) 以外には、10%税率適用

◆ GST 法のもとでのゼロ税率 (国内免税) 適用の実際

(益子) わが国では、ゼロ税率 (国内免税) の適用対象を限定するねらいから意図的に「輸出免税」といった名称が使われたきらいがあります。このことも影響してか、基礎的な飲食物品、生活必需の物品やサービスの国内取引に対してゼロ税率 (国内免税) を適用するのは想定外という見方もあります。しかし、こうした見方は「世界の常識」ではないようですね。

(石村) 確かに、この島国の常識は、必ず

しも世界の常識ではないのですね (笑)。オーストラリアは、基礎的な飲食物品、生活必需の物品やサービスの国内取引の一部についてゼロ税率 (0%で課税/免税) を採用しています。ただ、オーストラリアは消費税 (GST) の制度設計をする際に、EU の付加価値税 (VAT) を参考にしました。このため、ゼロ税率 (0%で課税/免税) の対象となる「食料品」の範囲をかなり限定しています。

(益子) この点、わが国は、税務執行、事業者の税務コンプライアンス (納税協力) を容易にするために、消費税の (軽減税率の対象となる) 「食料品」をかなり広く定義していますね。

(石村) そうですね。とはいえ、日豪いずれにおいても、穀物・野菜・魚介類・肉類といった人が口にする食材は「食料品」として扱われています。

例えば、オーストラリアの消費税 (GST) では、野菜がゼロ税率 (0%課税) 対象物品です (GST 法 38 条の 3 第 1 項)。この場合、税の実務面からは、生産から最終消費者へ届くまでの各流通段階 (food supply chain/distribution channels) での各事業者の、消費税 (GST) の納税申告はどういった形になるのかが問われます。

(益子) アバウトでいいですから、消費税ゼロ税率適用食料品取引について各流通段階での事業者の消費税 (GST) の納税申告 (還付申告) はどうなるのか教えてください。

(石村) わかりました。それでは、レタス (野菜) をサンプルにして表にしておきます。

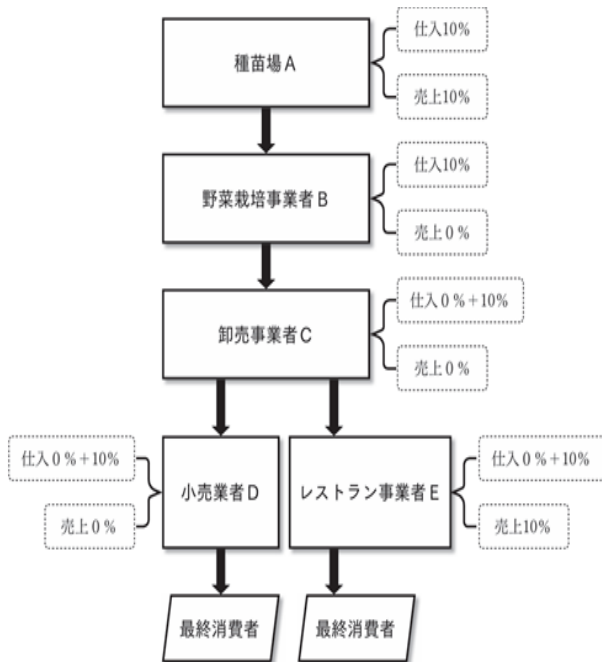
【表 14】レタス (野菜) の生産から最終消費者へ届くまでの流通段階毎の取引の概要

【設定条件】

- ①種苗場 A (消費税の課税事業者) がレタスの苗のパネットを市場向け野菜栽培事業者 B (消費税の課税事業者) へ販売するとする。この場合、栽培用の苗は、最終的に人の食用に消費されるとしても、課税対象 (10%) となる。したがって、この段階での課税取扱は次のとおりである。

- ・種苗場 A は、野菜栽培事業者 B に 10% で課税する。
- ・野菜栽培事業者 B は、種苗場 A に支払った 10% を税額控除できる。
- ②野菜栽培事業者 B は、レタスを栽培し、人の食用としてレタスを卸売事業者 C（消費税の課税事業者）へ 0% 税率で販売する。
- ③卸売事業者 C は、レタスを小売業者 D（消費税の課税事業者）へゼロ税率で販売する。
- ④小売事業者 D は、最終消費者およびレストラン事業者 E（消費税の課税事業者）に対してゼロ税率で販売する。
- ⑤レストラン事業者 E は、レタスを人の食用サラダの一部として調理する。【当該サラダは、店内での食事または持ち帰りとして提供する。】
- ⑥レストラン事業者 E はサラダの価格に 10% の消費税をかけ、消費者へ販売する。

【表 15】生産から最終消費者に届くまでの流通段階ごとのゼロ税率適用の構図



（益子）補足的な説明をお願いします。

（石村）通常、事業者の仕入には、ゼロ税率（0%課税）のレタス（野菜）だけではありません。光熱費・備品のような標準税率（10%）適用対象物品やサービスも入ってきます。

（益子）確かに事業者は、ゼロ税率適用対象の野菜だけを最終消費者向けに販売していたとしても、「仕入税額（input tax）」には、実際には 0% と 10% 税率適用対象

物品やサービスが入ってきますね。

（石村）ですから、事業者は、納め過ぎになった分を申告をして消費税（GST）の還付を受けることになります。ただし、ゼロ税率が適用になるには、取引者は課税事業者である必要があります。

（益子）ゼロ税率は、0% で課税ということから、課税事業者でないといけないということですね。

（石村）そういうことです。オーストラリアの GST のサプライチェーンのイメージ【表 15】は、わが国での「食料品消費税ゼロ税率」をイメージする際に参考できるのではないかと、思います。

ある勉強会で、このオーストラリアのイメージをサンプルにし食料品ゼロ税率の説明をしていました。そのときに、参加していた税理士から、「自分は輸出免税の適用ある企業の顧問している。あなたのイメージ図や説明は不適切だ。いい加減な説明をしないでください!」、と指摘を受けました。その方は、仕向地（消費地）課税主義に基づく輸出免税措置と同じように、食料品ゼロ税率措置は、最終の流通段階にだけ適用があると考えているようでした。もちろん、制度設計（法制）次第ですが……。このオーストラリアのサンプルは、あちらの実務書を参考につくりましたから、適切だと思います。

（益子）それだけ、「食料品だけゼロ」のカタクリはタフな課題なのですね。

（石村）マスコミも税の専門職も、「生活者ファースト」という言葉に引き寄せられているように思います。議論は、小売と消費者のあいだに集中しがちです。本来は、サプライチェーンに関わる事業者全体の消費税の扱いも大切です。しかし、その視点が十分に共有されていません。

◆むすびにかえて～コスパの悪い給付（還付）つき税額控除は要らない

（益子）自民の主張では、2 年程度「食料品消費税ゼロ」にしてその後給付（還付）つき税額控除の導入を協議する提案もされ

ています。もちろん、選挙で大勝した与党は、この問題を「過去帳」入りにするかも知れません。しかし、「食料品消費税ゼロ」が、仮に食料品消費税ゼロ税率（0%で課税/免税）であるとする、給付（還付）つき税額控除導入案は棚上げになるのではないのでしょうか？オーストラリアは、アメリカのような給付（還付）つき税額控除（EITC）を導入しているのでしょうか？

(石村) オーストラリアは、アメリカのような給付（還付）つき税額控除（EITC）を導入していません。食料品消費税ゼロ税率（0%で課税/免税）で消費税（GST）の逆進対策をしています。

(益子) 「税」と「社会保障・福祉」を別建て/分離しているわけですね。

(石村) そうです。税と社会保障・福祉を別建て/分離する国と、統合/一体化する国との例を、以下にアバウトに一覧にしておきます。

【表 16】 税と社会保障・福祉を統合/一体化する国と別建て/分離する国の例

《別建て/分離する国》

オーストラリア

- ① 家族給付（FTB=Family tax benefit）：1976年導入。その後抜本改正実施。【FTBは、「tax benefit」（税制優遇）の名称が使われているのは、典拠が税法であるからである。給付の際に国税庁（ATO）の確定申告データを使うことが理由のようである。しかし、実質は「現金給付」である。
- ② 低所得税額控除（LITO=Low-income tax offset）：2018-19財政年度に導入。現在も継続。対象者は所得税の確定申告で適用を受ける。ただし、オーストラリア連邦所得税制には、アメリカの給付（還付）つき税額控除（refundable tax offset）のような仕組みは原則として採用してない。つまり、低所得税額控除（LITO）は非給付（還付）型（refundable type）の税額控除。

このことから、納税者は、この税額控除で余剰が生じたとしても、還付（tax offset/tax rebate）を受けることはできない⁵。

* オーストラリア税法（豪語）では、税額控除（米語では tax credit）を「tax offset/rebate」という。また、所得控除（米語では tax deduction）を「tax allowance/relief」という。

** ちなみに、オーストラリアでは、2000年7月1日に、インボイス方式の単一税率10%の消費税（GST）を導入。基礎的な飲食料品は、保険適用医療サービスなどとともに、ゼロ税率（国内免税）を適用。税制を複雑にする軽減税率は導入していない。

《一体化/統合する国》

① アメリカ 運営主体：内国歳入庁（IRS）

- ① 勤労所得税額控除（EITC=Earned income tax credit）：1975年導入。就労促進+低所得世帯の生活支援。一定限度内の勤労所得がある者が対象。対象者の納税申告に基づき還付額は逡増・逡減



- ② 追加的子ども税額控除（ACTC=Additional child tax credit）：2001年導入。子どもがいる世帯への支援が狙い。子ども税額控除（CTC=child tax credit）は1997年導入で非還付型控除（定額で適格子ども1人あたり\$500）。一方、ACTCは、還付型で、一定限度内の世帯所得に応じて還付額は逡増・逡減

* ちなみに、アメリカは、連邦レベルでの消費税/付加価値税（VAT/GST）を導入していない。

② 韓国 運営主体：国税庁

- ① 労働奨励税制（韓国版 EITC）：2008年1月施行
- ② 子ども奨励金（韓国版子ども税額控除）：2015年9月施行⁶

⁵ See, Parliament of Australia, Australia's social security system. 邦文の資料としては、加藤慶一「オーストラリアとニュージーランドの税・給付制度～累進度および再分配効果と効率性等との相克」レファレンス（2014/平成26年2月号）参照。

⁶ 金明中「韓国における勤労奨励税制（EITC）の現況」ニッセイ基礎研 REPORT（2011/10/24）参照。
<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=52502?site=nli>

*韓国は付加価値税を導入している。

③イギリス 運営主体：雇用年金省 (DWP= Department for Work and Pensions)、歳入関税庁 (HMRC) は協力機関

①ユニバーサルクレジット (Universal credit) : 2013年導入【(旧) 就労税額控除・子ども税額控除・所得補助・雇用支援手当・就職手当・住宅給付を一元化】。就労促進+低所得世帯の生活支援⁷。
*イギリスは付加価値税 (VAT) を導入している。

④カナダ

① 1991年に消費税 (GST) 導入時に、所得税に還付 (給付) 型の「低所得世帯向けに GST 税額控除」(GST Credit= Goods and services tax credit) を導入。所得のない人にも一定額を申告で給付 (還付) を開始。
② 2019年に、従来の勤労所得給付 (WITB= Working Income Tax Benefit) を整備し、「国民勤労者給付」(CWB=Canada Working Benefit) を導入
① GST クレジットおよび② CWB 双方とも、カナダ歳入庁 (CRA=Canada Revenue Agency) が管理・給付を担当⁸
*カナダは消費税/付加価値税 (GST / HST) を導入している。

社会のセーフティネットとして、「税」と「社会保障・福祉」は、分離しておいた方が安心・安全では！

(石村) 実際、アメリカの例を見ても、給付 (還付) つき税額控除 (RTC / EITC) の仕組みは複雑で、納税者泣かせです。「働いても生活が苦しいファミリー (世帯) 向けの社会保障・福祉」だというのは、所得税の確定申告をしないと、給付 (還付) が得られない仕組みです。こうした層の納税者は日々の生活をするのに精いっぱいです。税の申告に多くの時間を費やしてはいられないのです。

(益子) 年末調整で納税を終える給与所得者が多いわが国では、全員確定申告を原則に転換するのは無茶です。

(石村) 申告インフラが未整備のまま、導入に走ったら、大変なことになります。

(益子) 政党・政治家は、もっと現実を直視しないとイケませんね。

(石村) アメリカでも、働いても生活が苦しくとも、この面倒な給付 (還付) つき税額控除 (RTC / EITC) を受けない人たちが多くなっています。市民団体も、還付申告は権利だと PR しているのですが……。

(益子) オーストラリアは、食料品消費税ゼロ税率 (0%で課税/免税) と選択する形で、消費税 (GST) の枠内での逆進対策を実施していますが、その理由を教えてください。

(石村) すでにお話したように、食料品に対する消費税「非課税」は真の意味での逆進対策にはなりません。むしろ、非課税は、使われ方次第では、増税の呼び水、なる可能性すらあります。一方「軽減税率」を採用すると、税制が「複雑」になります。「ゼロ税率 (0%で課税/免税)」の選択が事業者にも生活者 (消費者) にもベストな選択だという判断です。

【表 17】市民グループによる RTC / EITC 利用促進キャンペーン例

(益子) アメリカ人世帯の20%は、給付 (還付) つき税額控除 (RTC / EITC) の還付申告をしていないのですね。

(石村) そうです。それに、アメリカ連邦

⁷ See, UK Government-Universal Credit; House of Commons Library-Universal Credit: An Introduction; Institute for Fiscal Studies (IFS), Universal Credit.

⁸ See, GST/HST Credit-Canada.ca; Canada Workers Benefit (CWB) -Canada.ca

個人所得税の2024年申告（2023年分）を例にすると、約2,600万世帯が、連邦のRTC / EITC関係の還付申告をしています。しかし、過誤還付、過大還付などが原因で、生活者が税務調査に会う比率は例年25%前後にもものぼるのです。RTC / EITCの「複雑さ」がその最大の原因です。

【表18】 チャートでわかるRTC / EITCの複雑な適用要件の「負の効果」

複雑な適用要件は、「税制簡素化の目標」に著しく反する！

① AI申告チェックで、EITC申告をした働いても貧しい納税者のおおむね25%超が、毎年、過誤申告・不正申告を理由に、課税庁（IRS）の税務調査対象に抽出される！

② AI税務調査対象選定に使われるアルゴリズム（情報処理手順）は非公開であり、不透明さが問われている！

③ 税務調査が長引くと、還付が遅れ、生活困窮者の困窮度に拍車がかかる！

《厳しいペナルティ》
過大還付の場合：返納+加算金（税）

⑤ 納税者は、単純な過誤申告（reckless claim）を問われた場合、2年間EITCは適用不可（IRC32条k項1号B・ii）！

⑥ 一方、虚偽申告（fraudulent claim）を問われた場合、10年間EITCは適用不可（IRC32条k項1号B・i）！

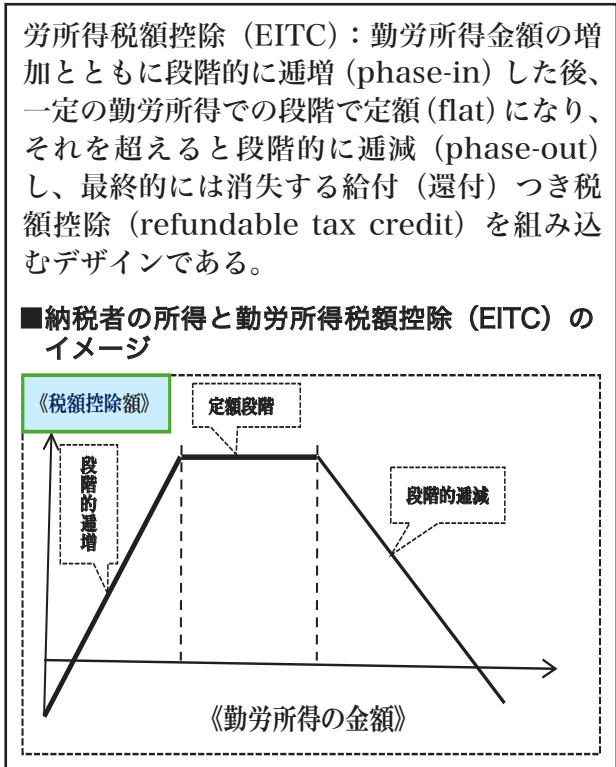
（益子） 勤労所得税額控除（EITC）は複雑だということですが・・・。

（石村） 勤労所得税額控除（EITC）の制度設計上の特質を示しておきます（【表19】）。

（益子） 勤労所得を測るのに、給付額を段階的逦増（phased-in）→ 定額段階（flat / plateau / プラトー）→ 段階的逦減（phase-out）を組み込むと、税制は複雑になりますね。納税者は、ほかに金融収入がいくらあるかも国に情報を出さないとはいけなくなりますね。

（石村） だから、マイナンバーで国民の個人情報情報を国が広く収集し監視するのを当り

【表19】 勤労所得税額控除（EITC）のデザインの特質



前の国にしようというわけです。

（益子） そういう仕組みをつくらうという人たちが、政治資金の透明化に後ろ向きになりがちなのが気になりますね。

それから、生成AIやフィジカルAI、ロボット、アバターなどの出現で、アメリカでは、監査法人が公認会計士（CPA）の大量解雇に踏み切っています。ソフトウェア開発が人間からAIに取って代わられる「サース（SaaS）の死」が大きな問題になっています。それに文系大卒者の求職が厳しくなっているようです。こうした流れからすると、「働いても貧しい人（就労要件）」かどうかで、給付を決める給付（還付）つき税額控除（RTC / EITC）の仕組みは明らかに時代遅れですね。

（石村） おっしゃるとおりです。時代的にも、生成AIやフィジカルAI（ヒト型ロボット） / AIエージェント、アバター（分身）が人間の頭脳労働や肉体労働に代わる領域が増える時代にあります。「労働によって所得を得る」という従来の価値観の変容に伴う、次世代型の新たなセーフティネットの構築が急がれるわけです。

（益子） それなのに、コストパフォーマンス

【なぜ、「労働によって所得を得る」という従来の価値観の変容に伴う、次世代型の新たなセーフティネットの構築が急がれるのか？】

- ・「サースの死 (Death of SaaS= Software as a Service)」、つまり、クラウドで使うソフトウェアはすべてAIが作成し、AIエージェントが操作する。
- ・税理士やCPAの業務(作業)の8~9割は、AIエージェント/フィジカルAI/アバター*が代行する時代がくる。税理士やCPAはIT技術を駆使し、「判断者・法解釈を含む説明者・責任者」になる？
- ・建築士の設計作業の多くをAIが担い、建築士はIT技術を駆使し、「判断・設計意図・法規解釈」に集中する方向になる？
- ・各種仕事分野で「離職者」の急増、転職ミスマッチによる「失業」急増のおそれ→次世代型の新たなセーフティネット構築が急務

*① AI エージェント=事務作業の代行

② フィジカル AI (ヒト型ロボット) = 現場作業の代行

③ アバター=対面業務の代行

ス(コスパ)の悪いアメリカの給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)をまねようとする？

(石村) 連邦におけるRTC/EITCの運営実態は、かなり憂慮すべき事態にあります。2025年分のRTC/EITC関係の総給付(還付)額(原資)800億ドル(約12兆円)は、すべて納税者から徴収されたものです⁹。そして、原資の確保・徴収には約1,200億ドル(約18兆円)かかると推計されます。さらに、受給希望者である納税者には、納税(還付)申告のコストも発生します。しっかりした統計はありませんが、こうした「隠れたコスト(hidden cost)」は膨大だと考えられます。したがって、連邦の給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)は、明らかにコストパフォーマンスのよい制度とは言えません。税制を使

わずに直接給付を行う方が、はるかに安上がりです。

【表20】800億ドルの原資確保に1,200億ドル超の負担という逆転構造

- ・【2025年分】のRTC/EITC関係の総給付(還付)額(原資)800億ドル(約12兆円)
- ・原資の確保・徴収には約1,200億ドル(約18兆円)かかると推計
- ・+受給希望納税者の納税(還付)申告コスト(隠れたコスト)も膨大

(益子) コスパの悪さや労働環境の変化を踏まえると、労働能力や就労意欲の有無を前提とする給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)が、今後も有効な制度であり続けるとは考えにくいわけですね。

(石村) そういうことです。給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)では、政府(行政)が、納税(還付)申告した者に限り「働いても生活が苦しい人かどうか」をチェックしたうえで社会保障・福祉を提供する仕組みです。

つまり、「受給希望者は金融資産や働き方などを申告し、それを行政が背番号(マイナンバー)でチェックして選別する」という、まさにデータ監視国家に近い仕組みになるわけです。

にもかかわらず、わが国では依然としてRTC/EITCの導入を主張する政治勢力が主流を占めています。

(益子) このような「複雑」な制度設計は、一般納税者には明らかに「好ましくない」ですね。一方で、現金給付、しかも高所得者にも一律に定額を給付するのは、再分配の観点で不公平ではないかとの指摘があります。だから、給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)がベターなのだ、という意見もあります。

⁹ See, EITC reports and statistics. EITC reports and statistics | Internal Revenue Service; 最新(2023年時点) 平均値 IRS, Statistics for tax returns with the Earned Income Tax Credit (EITC) Statistics for tax returns with the Earned Income Tax Credit (EITC) | Internal Revenue Service

(石村) しかし、この点は、現金給付額を所得課税対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることとなります。制度全体としての垂直的公平性は維持されます。やたらと「公平」原則を振りかざして税制を「複雑」にしてはいけません。税制は「簡素」、そして「効率的」にしないとはいけません。

【問】 現金給付、しかも高所得者にも一律に定額を給付するのは、再分配の観点で不公平ではないか？
【答】 現金給付額を所得課税対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることで「公平」でできるのではないか？

TVや新聞のようなリアルメディアも、「給付（還付）つき税額控除／勤労所得税額控除（RTC／EITC）万歳！」といったトーンで、集团的ノイローゼのような状況です。**(益子)** 制度設計における政策的視野の狭さを露呈していると言わざるを得ないですね。**(石村)** そのとおりです。近視眼的です。時代遅れの給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）ではなく、再分配の枠組みにとどまらない最低所得保障として、ユニバーサル・ベーシック・インカム（UBI=universal basic income）の制度設計を進めるべきです。UBI（ユービーアイ）は「普遍的基礎所得」、「最低所得保障制度」、などと邦訳されます。一言でいえば、簡素で無条件の「定期的現金給付」です¹⁰。

(益子) 最低所得保障制度、UBI（定期的現金給付）は、すべての人に無条件で



(Public use)

最低限の生活を保障する「簡素」な仕組みなわけですね。

【表 21】 簡素な UBI（最低所得保障制度）と簡素でない RTC / EITC の対比

ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=universal basic income)	米の給付（還付）つき税額控除／勤労所得税額控除 (RTC / EITC)
《税制と社会保障・福祉を分離／独立》 ①就労要件 (work test) なし ②収入制限要件 (means test) なし ③個人単位 ④定期的現金給付 (所得) ⑤全員に給付 ⑥面倒な還付申告は要らない。 ⑦「簡素」で、国家は、個人の経済生活（プライバシー）の必要以上に干渉しない。「小さな政府」志向。	《税制と社会保障・福祉を一体化／統合》 ①就労要件 (work test) あり ②収入制限要件 (means test): 非適格所得（投資所得） ③家族単位 ④給付は勤労所得額による。消失控除 ⑤申請または申告した者に給付。つまり、税の還付申告がいる。還付申告しない人には給付（還付）がない。 ⑥「複雑」にし、国家は、個人の経済生活（プライバシー）に積極的に介入する。「大きな政府」志向。

(石村) そうです。現行の「選別的な支援制度に代わる新たな社会的基盤となる可能性があります。技術革新が進むなか、「労働によって所得を得る」という従来の前提が大きく揺らいでいます。就労要件の伴わない最低所得保障制度（UBI）」は、こうした時代の変化に対応し、持続できるセーフティネットとして機能します。

給付（還付）つき税額控除（RTC／EITC）の仕組みは極めて「複雑」です。なぜ複雑になるのかは、給付を税制の枠組みのなかで実施するという制度設計だからです。確定申告して給付（還付）を受ける

¹⁰ 石村耕治「ユニバーサル・ベーシック・インカム（UBI）が拓く未来～給付（還付）つき税額控除／勤労所得税額控除（RTC／EITC）を超えてアメリカの実情を深掘りする！～」TCフォーラム研究報告2026年2号 TCフォーラム研究報告2026年2号（2026年1月） | 納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム

仕組みは、年末調整などに慣れ親しんできた国にはなじまないわけです。税理士にお金を払う余裕のない還付申告に不得手な人達の税務支援をどうするかも重い課題です。単純な現金給付と比べると、給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)は、支援制度の構築や運用は格段に大変です。居住者全員に、無条件で一定額の現金を直接給付する方式の方が、はるかに「簡素」です。**(益子)** 税理士は、有償のクライアントのための確定申告の繁忙期に、膨大な数の無償の税務支援にまわるわけにはいきませんね。それに、大量の臨税(臨時の税理士)を全国に配置するのも現実的とは思えませんね。**(石村)** ちなみに、アメリカでは、毎年、確定申告期に、おおむね全米11,000か所で8万人を超える無償の税務支援市民ボランティアが動員されています。

- ・アメリカでは、複雑怪奇な「給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)」の申告支援に毎年、確定申告期に、おおむね全米11,000か所で8万人を超える無償の税務支援市民ボランティアを動員している。
- ・わが国でも「臨税」を大量動員する態勢を整えるのか?
- ・税理士法を改正して、「税務書類の作成」/「税務相談」業務を有償独占にするのか?

【表 22】 アメリカの民間ボランティアによる税務支援プログラムの種類

- ① ボランティア所得税援助(VITA=Volunteer Income Tax Assistance) プログラム
- ② 高齢者向け税務相談(TCE=Tax Counseling for Elderly) プログラム
- ③ 学生タックスクリニック(STC=Student Tax Clinic) プログラム
- ④ 低所得納税者クリニック(LITC=Low-Income Taxpayer Clinics) プログラム
- ⑤ IRS 納税者支援センター(TAC=Taxpayer Assistance Center)
- ⑥ 軍族税務支援プログラム(IRS Military Tax Resources/ Military Tax Experts Alliance)
- ⑦ その他

(益子) 給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)より、現金給付の方が、簡素で

効率的、コスパもいいですね。ただ、心配もあります。それは、現金給付、しかも高所得者にも一律に定額を給付するのは、再分配の観点で不公平ではないかという声です。

(石村) この点は、すでにお話したように、最低所得保障制度に基づく給付額を所得課税の対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることとなります。制度全体としての垂直的公平性は維持されます。したがって、問題はないと思います。逆に、高所得層を除外するのは、「見せかけの公平」です。給付額を非課税にしたり、所得制限を設ける方が、制度をはるかに「複雑」にし、コスパを悪くします。

(益子) それに、生成AIやフィジカルAI、ロボテックのような「先端テクノロジーによる雇用喪失に先取り対応したセーフティネット構築の必要性」ですね。

(石村) そういうことです。最低所得保障制度として、コスパのよいユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/定期的現金給付)がベターということです。それに、社会のセーフティネットとして「税」と「社会保障・福祉」とは、分離しておいた方が安心・安全です。制度設計も「簡素」になりますし……。

(益子) こうした制度設計を積極的に進めるためにも、「食料品消費税ゼロ」の意味は「食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)」でないといけないということですね。

《本当に「生活者ファースト」で「簡素」な制度設計とは》
 O「食料品消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)」+「ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/定期的現金給付/最低所得保障制度)」
 *「食料品消費税非課税」+「給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)」

(石村) そういうことです。生活者ファーストを掲げるなら、食料品を消費税ゼロ税率(0%で課税/免税)にするとともに、ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/定期的現金給付)、つまり「最低所得保障制度」の導入を進める必要があるということです。

益子税理士、先見性のある数々のご意見に感謝申し上げます。

【参考文献】

- ・石村耕治「オーストラリアの物品サービス税（GST）法制の分析」白鷗法学第22巻2号（通巻第46号）（2016）
<https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/2012/files/KJ00010216819.pdf>
- ・石村耕治「消費税の今後：複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学院紀要8号
<https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/590/files/KJ00009610779.pdf>
- ・石村耕治「EU付加価値税における事業者の仕入税額控除権の分析～EUの租税法律主義の見える化、も射程に」2024年TCフォーラム研究報告2024年2号（2024年10月）
<http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2024/10/c4b8311a3b01bd910ce0eedc6d4fe63e.pdf>
- ・学校/教育サービスへの消費課税上の支援措置の見直し～ゼロ税率採用の是非の観点からの分析として、石村耕治「規制緩和時代の私立大学運営と税財政法務」獨協法学91号491頁以下参照
<https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/record/323/files/P-095-D83h-91-5.pdf>
- ・日本医師会「平成25年度医療に関する税制に対する意見書」（2012年）https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20120822_31.pdf
- ・JTI オーストラリア税務実務視察研修報告書 国民税制研究2号（国民税制研究所、2016年）国民税制研究 第2号 | 国民税制研究所
- ・篠原 正博「ニュージーランドのGST導入時における制度設計の議論」（2021年）
<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/06/discussno349.pdf>
- ・NZ財務省の調査報告書 Christopher Ball, John Creedy and Michael Ryan, Food Expenditure and GST in New Zealand (2014) . Working Paper 14/07-Food Expenditure and GST in New Zealand
- ・Alida van Klink, `How to Zero-Rate the GST on Food: Best and Worst Practice from the United Kingdom, Canada, and Australia,` (2012) SSRN How to Zero-Rate the GST on Food: Best and Worst Practice from the United Kingdom, Canada, and Australia by Alida van Klink, Chye-Ching Huang :: SSRN
- ・OECD, Consumption Tax Trends 2024 (2024) Consumption Tax Trends 2024 | OECD
- ・南アフリカ共和国での消費税（VAT）へのゼロ税率導入論議について、Recommendations on Zero Ratings in the Value-Added Tax System (August 2018) Microsoft Word - VAT Panel Final Report 6 August 2018.docx
- ・ニュージーランドでのすべての飲食料品への消費税（GST）ゼロ税率導入/食料品免税をする議員立法案 [Goods and Services Tax (Removing GST from Food) Amendment Bill] Goods and Services Tax (Removing GST from Food) Amendment Bill 16-1 (2024) , Members Bill Contents – New Zealand Legislation
- ・Ioanna Katiforis & Claire Smith, `GST removal Bill shot down after first reading,` University of Otago Newsroom (March 3, 2024) . Cut GST on all food, then go further for families
- ・Shanti Mathias, `Rawiri Waititi' s member' s bill to remove GST from food, explained,` The SPINOFF (March 20, 2024. Rawiri Waititi' s member' s bill to remove GST from food, explained | The Spinoff
- ・Wandisa Mjindi, The analysis of Value Added Tax, the effects of zero-rated VAT and exempt supplies (2021, University of KwaZulu-Natal)

- ・William Chandler *et al.*, VAT Exemptions, Embedded Tax, and Unintended Consequences (2025, World Bank, Policy Research Working Paper 11120)
- ・石村耕治「EU 付加価値税における事業者の仕入税額控除権の分析」租税理論研究叢書 35 (2025 年、財経詳報社)
- ・石村耕治「ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI) が拓く未来～給付 (還付) つき税額控除／勤労所得税額控除 (RTC／EITC) を超えてアメリカの実情を深掘りする！～」TC フォーラム研究報告 2026 年 2 号 TC フォーラム研究報告 2026 年 2 号 (2026 年 1 月) | 納税者権利憲章をつくる会 /TC フォーラム

選挙争点潰しのポピュリズム税革論議の落とし穴

CNNニュース編集局

選挙では、複数の政党が似たような「ポピュリズム減税」を競い合うことがある。いわゆる「争点潰し (issue preemption)」で、有権者の判断を鈍らせる手法だ。

選挙向けの減税スローガンは耳あたりが良い。だが、納税者を誤解させる例は少なくない。背後には、将来の増税やタックス・コンプライアンス (納税協力) 負担の増加を招く仕掛けが巧妙に潜んでいる。まさに、ポピュリズム税制改革論議の「落とし穴」である。

アメリカでは、連邦レベルで「所得税減税 (income tax cut)」がよく使われる。州や自治体では、「固定資産税減税」や「ガソリン税の時限減税 (gas tax holiday)」が典型だ。

「手取りを増やす (Increase take-home pay!)」といったキャッチコピーは人気を集めやすい。だが、実際には財政赤字を拡大させたり、後に別の形で増税やサービス削減を招いたりすることが多い。多くは選挙向けのパフォーマンスに過ぎず、争点をずらし、かき乱すための「ポピュリズム減税」である。

「簡素」は重要な租税原則の1つである。本来は、納税者の法的安定性や予測可能性

を高めるための原則である。しかし政治の場では、「わかりやすさ」を強調するための道具として使われ、かえって納税者の理解を歪めることがある。「簡素」原則がキャッチコピーとして濫用されないようにする仕組みづくりは、極めて重い課題である。

抜本策はまだ見つかっていない。それでも、ポピュリズム税制改革論議を適正化するために、次のような問題提起が必要である。

- ・税革論議における過度に簡素な「キャッチコピー」に誘導されないこと。
- ・ポピュリズム的キャッチコピーを可視化し、批判的に点検すること。

これらの指摘も、あくまで教科書的な問題提起にすぎない。SNSをはじめとするニューメディアが普及したことで、ポピュリズム的な主張はさらに拡散しやすくなった。同時に、適切な解決策を見いだすことは、以前にも増して難しくなっている。

「ポピュリズムと税制」を考えると、「簡素」は政治的に最も濫用されやすい租税原則の1つであることは疑いなく、その脆弱性についても学ばないといけない。

2024年6月26日に公布され、
2026年12月25日の施行が予定されている日本版DBS

子ども性暴力防止法の施行と個人情報保護

— 子どもを性暴力から守りつつ、プライバシーも守るための課題 —

コメンテーター 清水晴生（白鷗大学教授）

【コンテンツ】

- 1 「子ども性暴力防止法」とは
- 2 事業者が行う性暴力防止の措置
- 3 個人のプライバシーに対する制約
- 4 プライバシー保護のための義務と罰則
- 5 プライバシー保護との両立に関する懸念点

1 「子ども性暴力防止法」とは

学校では、教師による盗撮や性的接触が繰り返し問題になってきた。塾などの教育現場でも、講師による性的被害が後を絶たない。とりわけ、処罰された者が再び教職に就き、同じ犯罪を繰り返す事例が報じられるたびに、社会の怒りは強まった。その反発の高まりが、立法措置へとつながったのである。

イギリスをはじめ各国で導入されてきた再犯防止制度「DBS (Disclosure and Barring Service)」を参考に、日本版の仕組みが整備された。2024年6月26日に「子ども性暴力防止法」が成立したのである。正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」である。名称のとおり、対象は「学校設置者」に限られず、「民間教育保育等事業者」にまで広く及ぶ。

DBS (Disclosure and Barring Service) とは、「情報開示と就業禁止の制度」を意味する。

教育職などの求人に応募した者に性犯罪の前科がある場合、当局がその情報を事業者の開示する仕組みである。前科が確認されれば、児童と直接関わる職務に就くことは禁止される。すでに勤務している職員についても、一定期間ごとに確認が求められる。

前科が判明すれば、やはり児童と接する職務から外される。教職資格の取得を目指す者については、教育実習などへの参加が制限される。その結果、職業選択の自由そのものが制約されることになる。

この制度は、子どもへの性暴力を防ぐために、憲法上保障されるプライバシーや職業選択の自由を一定程度制限する性格を持つ。法律の目的が正当であっても、手段が過剰であれば、不当な人権制約となる。

この法律は、2026年12月25日の施行が予定されている。施行までおよそ1年となる2025年12月22日には、施行に向けた準備としてガイドライン案が公表された。事業者が法律上の義務を果たすための具体的な指針として、子ども家庭庁のホームページに掲載されたものである。(https://www.cfa.go.jp/councils/koseibo-jumbi/8598f845)。

本稿では、この制度の概要と、制度がプライバシーに及ぼす制約の内容、そしてその懸念点について検討する。

2 事業者が行う性暴力防止の措置

(1) 対象となる事業者

対象となるのは「学校設置者」と「民間教育保育等事業者」である。このうち、「学校設置者」には措置が義務づけられる。一方で、「民間教育保育等事業者」は義務ではなく、措置を講じることで当局から「認定」を受ける仕組みになっている。利用者が認定事業者を選択することにより、間接的に制度の普及が図られる。営業の自由や職業選択の自由を前提に、民間事業者には

消費者・利用者の選好を通じた間接的な圧力が働く仕組みである。

「民間教育保育等事業者」には、放課後児童クラブや一時預かり事業所のほか、フリースクールも含まれる。さらに、学習塾やスポーツクラブ、ダンススクールなども対象となる。いずれも、「継続的」であり、かつ「支配的・閉鎖的」な環境での対面指導が想定される場合に該当する。

学習塾で生徒を教室に居残りさせ、個別指導を行う場面が想定されている。スポーツクラブでは、監督やコーチが支配的な立場を利用し、指導を名目として身体接触を行う場面も念頭に置かれている。いずれも、これまでも被害が生じやすかった典型的なケースである。

●民間業者も対象に

具体例	対象となる理由
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ ・一時預かり事業所 ・フリースクール ・学習塾 ・スポーツクラブ ・ダンススクールなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続性 ・支配性 ・閉鎖性

(2) 再犯対策と初犯対策

「こども性暴力防止法」が日本版 DBS、すなわち「情報開示と禁止の制度」と位置づけられるのであれば、その中心は再犯防止対策にあるといえる。もっとも、初犯を防ぐことも不可欠であるとの考えから、この法律には初犯対策も併せて盛り込まれている。

初犯対策としては、まず危険を早期に把握するため、児童が面談や相談をしやすい体制づくりが求められる(5条)。さらに、すでに被害が疑われる場合には、調査の実施と、児童の保護・支援が義務づけられる(7条)。加えて、教員らに対する研修の実施も義務として定められている(8条)。

また、面談や相談の内容から「その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがある」と認められる場合には、配置転換などの防止措置を講じる必要がある(6条)。「児童対象性暴力等が行われるおそれがある」

かどうかの判断は、ガイドラインに示された「不適切な行為」の有無などを基準となる。「不適切な行為」の例としては、私的なメールのやりとり、自宅への招待、マッサージを行うといった行為が挙げられている。

再犯対策としては、雇い入れ時などに性犯罪の前科の有無を確認することが求められる(4条・26条)。前科が確認された場合には、ガイドラインに照らして実質的に「児童対象性暴力等が行われるおそれがある」と判断される。そのため、防止措置の実施が必須となる仕組みである。

●対策の内容

初犯対策	再犯対策
<ul style="list-style-type: none"> ・児童らとの面談・相談をしやすい体制づくり(5条) ・被害が疑われる場合の調査や保護・支援(7条) ・教員らへの研修の義務づけ(8条) ・「その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがある」と認めるときは配置転換等の防止措置(6条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇い入れる際などに、性犯罪前科の有無の確認が義務づけられる(4条、26条)。 ・前科が確認された場合、ガイドラインに照らし實際上「児童対象性暴力等が行われるおそれがある」と認められ、防止措置が必須となる。

したがって、前科が確認された場合を除けば、配置転換などの防止措置が十分に講じられるかどうかは、相談や調査が適切に行われるかに左右される。そのうえで、「不適切な行為」の把握・認定や、「おそれ」の有無の判断が正確に行われることが不可欠である。しかし、職員不足や学校・塾の評判への配慮から、調査や認定が形骸化すれば、防止対策は有名無実となる。その結果、状況はこれまでと変わらないままになってしまう。

3 個人のプライバシーに対する制約

再犯対策としての「性犯罪前科の確認」(4条・26条)の手続では、まず事業者がこども家庭庁に申請を行う。こども家庭庁

●防止措置の条件

「児童対象性暴力等が行われるおそれ」があると認められること
・「児童対象性暴力等が行われるおそれがある」かどうかの判断は、ガイドラインに示される「不適切な行為」の有無などが基準となる。
「不適切な行為」の具体例
・ 私的なメールのやりとり ・ 自宅に招く ・ マッサージをするなど

は、その申請に基づき法務省へ性犯罪歴の照会を行う仕組みである。性犯罪歴がある場合には、まず本人に通知される。形式上は「訂正請求期間」(2週間)とされているが、実際には内定辞退を促すための措置とみることができる。訂正が行われないうちに期間が経過すると、「犯罪事実確認書」が事業者に交付される。一方で、本人が辞退した場合には、この確認書は交付されない。

交付された「犯罪事実確認書」と、面談・相談などの調査結果を踏まえ、「児童対象性暴力等が行われるおそれがある」と認められた場合には、防止措置の実施が義務づけられる(6条)。具体的には、「教員等としてその本来の業務に従事させない」ための配置転換などを行う必要がある

●再犯対策の手続きの流れ

性犯罪前科の確認手続き(4条、26条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者がこども家庭庁に申請 ↓ ・ こども家庭庁が法務省に性犯罪歴を照会 ↓ ・ 性犯罪歴がある場合、本人に通知 ↓ ・ 訂正請求期間は2週間(実際には内定辞退をうながす期間ともいえる) ↓ ・ 期間経過後「犯罪事実確認書」交付
「児童対象性暴力等が行われるおそれ」が認められた場合
事業者は「教員等としてその本来の業務に従事させない」ための配置転換等の防止措置が義務づけられる(6条)

このように、公的な教育・保育機関や民間の教育保育事業所で就業する場合には、職業選択の自由が大きく制限される。その前提として、「性犯罪前科」という極めて重要なプライバシー情報が雇い主に通知される仕組みになっている。

罪の重さに応じた刑罰を受け終えた後に、さらに重大な権利や自由の制約を課すことは「保安処分」と呼ばれる。刑罰が過去の行為に対して科されるのに対し、保安処分は将来の行為を防ぐために課される点に特徴がある。その根拠となるのは、確定した事実ではなく、「危険性」という評価や予測である。

自由社会において、他者に対する権利制約を正当化できるのは、当該他者による侵害が現に存在し、その防衛が必要な場合に限られるという自由の原理を「侵害原理」という。保安処分は、侵害が存在しない段階で危険性の予測のみを根拠として自由を制約するため、この侵害原理に反する制度である。

それだけ、日本版DBSたる「こども性暴力防止法」の制度は、強い権利制約を伴うものである。同様の保安処分としては、精神保健福祉法29条に基づく都道府県知事による措置入院(「診察の結果、その者が精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自傷または他害のおそれがあると認められる場合には、指定病院等に入院させることができる」)が挙げられる。また、心身喪失者等医療観察法42条に基づく入院・通院処遇(「対象行為時の精神障害を改善し、同様の行為を繰り返すことなく社会復帰を促進するため、医療を受けさせる必要があると認められる場合には、入院させる旨の決定を行う」など)も、保安処分の典型例である。

また、初犯対策においては、防止措置の前提として、事業所自らが「不適切な行為」に該当するかどうかの認定や、「その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがある」かの判断をしなければならない。いわば、裁判官ではない事業所の責任者らが、重大な権利制約を課すか否かの判断を担わ

●「保安処分」としての日本版 DBS

「保安処分」とは
<ul style="list-style-type: none"> ・ 罪に応じた刑罰を受けた後に制約を課すことを「保安処分」という。 ・ 刑罰は過去の行為のために科され、保安処分は未来の行為のために課される。 ・ その根拠は事実ではなく、危険性の予測。
「侵害原理」とは
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人に制約を課せるのは、他人からの侵害が存在するため防衛する場合だけだというのが「侵害原理」。 ・ 侵害が存在せず危険予測で自由を制約する保安処分は侵害原理に反する。

される仕組みである。このような責任の転嫁は、「おそれ」があると判断された対象者による取消訴訟や、場合によっては事業者に対する損害賠償請求を招く可能性も否定できない。

4 プライバシー保護のための義務と罰則

(1) 情報管理義務・秘密保持義務

以上のように、対象事業者には、初犯対策・再犯対策といったこどもの被害防止・安全確保の義務に加え、重要なプライバシー情報を取り扱うことに伴う情報管理義務も課される。

とりわけ、この法律 11 条は、「犯罪事実確認記録」等の管理責任者を設置し、これらの情報を適正に管理するために必要な措置を講ずることを義務づけている。

12 条は目的外利用と第三者への提供を禁じる。

13 条は情報漏洩等の事態発生時の報告義務を課し、14 条は適正管理義務を課している。

また、38 条は、一定期間の経過や離職時などにおいて、確認書に関する記録を廃棄・消去することを義務づけている。さらに、39 条は、事業所の管理者のみならず、職員・従業者にも、犯罪事実確認書の内容について業務上知り得た情報を漏らさない秘密保持義務を課している。

●情報管理義務と秘密保持義務

情報管理義務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理責任者設置・適正管理措置義務 (11 条) ・ 目的外利用・第三者への提供禁止 (1 条) ・ 情報漏洩事態報告義務 (13 条) ・ 適正管理義務 (14 条) ・ 期間経過時・離職時等の確認書情報記録廃棄・消去義務 (38 条)
秘密保持義務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認書の内容にかかる業務上知り得た情報の秘密保持義務 (39 条)

(2) 罰則

そしてこれら義務に違反した場合に関する罰則規定も置かれる (6 章)。

43 条は管理者・職員らが利益をを図る目的で、犯罪事実確認書の内容について業務上知り得た情報を他人に漏らしたとき、2 年以下の拘禁刑か 100 万円以下の罰金、またはその両方を科す (情報不正目的提供罪)。

44 条は、偽計等による犯罪事実確認書の不正取得行為に 1 年以下の拘禁刑か 100 万円以下の罰金を科すと定める (犯罪事実確認書不正取得罪)。

45 条 1 項は認定事業者でないのにそうであるかのように虚偽表示等をする行為について、1 年以下の拘禁刑か 50 万円以下の罰金、またはその両方を科す (虚偽表示罪)。

45 条の 2 項は、43 条の利益目的提供以外の不正な情報提供や情報利用にも、1 項と同じ刑を科す (情報漏示等罪)。

46 条は犯罪事実確認実施等を記録する帳簿の管理義務違反や虚偽報告などにつき 50 万円以下の罰金を科す (帳簿不備・虚偽報告等罪)。

また 47 条により、情報提供・漏示罪は国外で行われた場合でも処罰される。

さらに 48 条により、これらの犯罪 (漏示罪を除く) が行われた場合では、個人に加えその就業先である法人等にも罰金刑が科される (両罰規定)。

●罰則規定

情報提供・漏示の罪 ----- ・情報不正目的提供罪（43条） ・情報漏示等罪（45条2項）
偽計の罪 ----- ・犯罪事実確認書不正取得罪（44条） ・虚偽表示罪（45条1項） ・虚偽報告等罪（46条）
管理義務違反の罪 ----- ・帳簿不備罪（46条）
その他 ----- ・国外犯処罰（47条） ・両罰規定（48条）

5 プライバシー保護との両立に関する懸念点

4 で見たとおり、この法律は情報管理義務および秘密保持義務を課し、その違反に対して罰則も定めている。しかし、故意に情報を提供・漏示した場合であっても、科されるのは2年以下または1年以下の拘禁刑にとどまる。まして、情報管理義務違反によって秘密が漏洩した場合には、50万円以下の罰金刑が科されるにすぎない。

こうした情報がインターネット上に漏洩すれば、教育・保育職に就けなくなるだけでなく、社会生活そのものが困難になるおそれがある。いわゆるデジタルタトゥーとして半永久的に残り、どこへ行っても社会生活をやり直す際の高いハードルとなってつきまとう。ひいては、当該する者を追い詰める結果にもなりかねない。

性犯罪前科は、一度漏洩すれば取り返しがつかない性質の情報である。その重大性に照らすと、管理の甘さによって漏洩した場合の罰則が罰金刑にとどまる点は、不釣り合いであるように見える。この情報の重要性にふさわしい慎重な姿勢を、現行法の規定から読み取ることは難しい。

とりわけ、公的機関か民間事業者かを問わず、この情報がデジタルで管理される場

合に、不正アクセス対策が十分に講じられるのかは疑問が残る。多数の民間事業者が、このように重大な責任を果たしきれぬのかという点も看過できない。また、適合事業者の認定表示を誘因として、こうした重い責任を負わせようとする制度設計自体に無理があるのではないか。その無理は、結果として不正アクセスや情報の持ち出しを招き、ひいては対象者の生活に致命的なリスクとして跳ね返るおそれがある。

●懸念点

情報漏洩に対する慎重さの不足 ----- ・情報管理義務違反による秘密漏洩には50万円以下の罰金刑のみ。 ・ネットに情報が漏れればデジタルタトゥーとなり、教育保育職だけでなく社会生活自体の困難がどこまでもつきまとう。
民間業者の過大な負担 ----- ・事業の競合がある以上、認定表示をとらないわけにはいかない。 ・不正アクセスや情報持ち出しに十分な対策がとれるか。

刑罰は執行終了後、一定期間が経過すれば「刑を受けた者」という法的地位も消滅し（刑法34条の2）、それに伴って就業資格制限などの法的制約も解除される。しかし、「こども性暴力防止法」に基づく制限は、これよりも長期間にわたり継続する仕組みとなっている（2条8項）。

先にも述べたとおり、この制限は保安処分であり、未来の危険予測に基づく制度である。したがって、過去の犯罪事実に基づいて刑罰を科す場合よりも、いっそうの厳密さと慎重さが求められる。ところが、情報漏洩のリスクを対象者や民間事業者に負わせたままの不安定な制度設計の下で、期待されるような安定的運用が実現し得るかは疑わしい。

こうした懸念を残す本法律・制度の危うさは、結局のところ、肝心のこどもを守るための仕組みそのものにも動揺を与えずにはおかないだろう。（了）

最新のプライバシーニュース

セルフレジでの顔認証規制を日仏で比べる

— なぜプライバシー保護が語られないのか？ —

平野 信吾（PIJ 常任運営委員・税理士）

近年、スーパーや無人店舗でセルフレジが急速に広がっている。しかも、その多くが顔認証や生成 AI といったハイテクを使っている。背景には、利便性の高さに加え、人手不足対策や犯罪防止の狙いがある。

日本では、いまだ店頭で現金決済が幅を利かせる。統計では 50% を超える。一方、フランスでは現金決済は少なく、2024 年の統計で 10% 程度にすぎない。

ところが、セルフレジにおける顔認証技術の扱いになると、日仏の差は一気に広がる。つまり、フランスでは顔認証や生成 AI 式のセルフレジは禁止なのだ。これには、法制度の違いもあるが、個人データやプライバシー保護に対する考え方の違いもある。



(Public use)

◆規制文化の違い

フランスは EU（欧州連合）に加盟している。EU では、一般データ保護規則（GDPR）に基づき、生体情報を「特別カテゴリー」とし、原則として商業利用／ビジネス利用を禁じている。生体情報は「非可逆的」だ。つまり、一度漏れれば取り返しがつかない。これが、商業利用が原則禁止となる原因だ。

また、EU では、国家や企業による生体情報の収集は、個人の基本的な人権を侵害す

るという考えに立つ。そのため、生体情報の商業利用における顧客の「同意」は「自由意思に基づかない」と判断される。

これに対して、日本はまったく異なる。個人情報保護法は生体情報を特別扱いせず、本人同意さえあれば商業利用が広く認められる。表向きは「自己決定権の尊重」だが、実際には「嫌なら使うな」に近い。国の政策も、企業の利便性やイノベーションを優先する。セルフレジの普及ファーストで、プライバシー保護は後回しだ。

生体情報の商業利用を当然視する「性善説」が受け入れられているからなのだろうか。日仏の「文化」の違いを強く感じる。

◆生体情報規制の法制度の違い

フランスでは、生体情報の扱いが厳格だ。GDPR（一般データ保護規則）に加え、国内法と CNIL（データ保護当局）が重層的に規制し、生体認証の商業利用は強く制限されている。EU の AI 法でも、顔認証は「高リスク領域」に分類され、規制はさらに強化されつつある。

一方、日本は対照的だ。すでにふれたように、個人情報保護法は「ザル法」と揶揄されるほど緩い。監督機関である個人情報保護委員会も、EU ほどの権限を持たない。AI に関する包括的な規制法もなく、多くが事業者の自主運用に委ねられている。

その結果、事業者はセルフレジで顧客の生体情報を常時商業利用しながら、プライバシー問題には関わりがないかのように振る舞っている。

◆生体情報の商業利用への感性の違い

フランスでは、セルフレジへの顔認証導入はほぼ不可能である。CNIL（データ保護当局）が商業目的の顔認証に一貫して否定的で、事業者が店舗で導入する余地はほとんどない。そのため、小売事業者はQRコードやICカードを使っている。

一方、日本では、顔認証決済や無人店舗の入店管理など、複数の実証実験や商用サービスが進んでいる。すでにふれたように、法規制は弱く、社会の受容度も高い。このため、顔認証式のセルフレジへの導入は止まらない。



だが、一度立ち止まって考える必要がある。日本でも、生体情報の商業利用についてプライバシー保護の観点から法的規制を急ぐべきだ。今のような野放し状態ではないけない。

◆人権感覚の違い

フランスは、「個人の権利は国家や企業から護られるべきである」という人権を大事にする伝統がある。歴史的に監視社会への警戒が強く、生体情報の扱いは厳格である。

一方、日本では、政府が国民の生体情報を守ることに消極的だ。「個人は自己決定でサービスを選べる」という立場をとり、企業の利便性向上を優先する傾向が強い。一見すると、自由放任で国民が自由を謳歌しているようにも映る。しかし、その背後では、企業が集めたデータを国家が治安目的で利用できるという読みもある。国民もプライバシーへの警戒感が相対的に弱く、

そこまで深く読み取ろうとしない。

人間ファーストでやたらと野生のクマを殺すのはいけない。「人間とクマの共存！」こそ社会正義だ。同じように、ビジネスファーストではいけない。「ビジネスの繁栄とプライバシーの共存！」こそ、いま求められる政策である。

◆人格権ファーストで平和を持続しよう

政府はマイナンバーの利用拡大に熱をあげる。

イケイケドンドンでデータ監視社会への流れが加速している。マイナカード



を持たない人は医療へのアクセスが制限され、東京アプリのように自治体ポイントももらえない。差別的な政策がバツコし、この国や自治体の人権感覚が問われている。「人権が危ない！」と、市民団体が利用規制の声をあげても、社会の関心は広がらない。

「右倣え」で肥大化した政権は、改憲、「富国強兵」と言い出した。マイナ保険証で集められた健康医療データが、将来の自動徴兵システムにつながる「悪夢」も、もはや絵空事（えそらごと）とは言い切れない。若者にとっては、いわば「ステルス徴兵カード」になりかねない。だが、当の若者たちは、そんな事態は想定外で危機感が薄い。逆に「そちらこそ平和ボケだ」と切り返されるかも知れない。しかし、それを自業自得と片づけるわけにはいかない。

未曾有（みぞう）の「プライバシーゼロ、人格権ゼロ」社会への暴走は止まらない、止められない。まさに「●●えびせん、常態である。だからこそ、人格権を守り抜くことで、平和を持続させないといけない。」

【平和への思い】

トランプ政権のイラン攻撃と
アメリカで勉強中の頃のイラン人学友の思い出

石村 耕治

アメリカのトランプ大統領がイランとの戦争を始めた。核開発協議の最中に、突然攻撃に踏み切った形だ。その予測不能な政治手法に、各国は驚きを隠せない。世界経済は大きく混乱している。これまでトランプ氏の顔色をうかがってきた日本を含む各国首脳も、いまやあきれ顔だ。日々上書きされる政策に、信頼は失われつつある。11月の連邦議会中間選挙を前に、与党共和党は厳しい局面に追い込まれている。

アメリカのワシントンD.C.で学んでいた頃のことを思い出した。もう50年近く前になる。当時のイランはパーレビ国王(シャー)の時代だった。イランは親米国で、多くの国費留学生をアメリカの大学へ送り出していた。その頃、大学の同じ教室で出会った2人のイラン人学友の姿が、今も心に残っている。

1人は、ワシントンD.C.のイラン大使館に勤める外交官だった。ポトマック河畔のウォーターゲートビル近くの、夜景が美しいハイライズマンションに住んでいた。彼はロイヤリストで、パーレビ国王を強く支持していた。夫婦そろって模範的な王党派だった。ある日、担当教員と私の2人を食事会に招いてくれた。イラン風の美味しい料理をごちそうになった。

もう1人の学友の家庭にも招かれた。



彼はリベラル派の学生で、シャー体制に猛烈に批判的だった。彼が語り始めると、妻がときおり「気を付けて」と小声で促していた。こちらの食事会は、アルコール三昧で、生活ぶりもすっかり欧風化していた。大学の授業には、アメリカ人のほかにも多くの国から来た学生がいた。それでも、なぜ私を招いてくれたのか気になり、聞いた。2人の答えは同じだった。「日本が大好きだから」。その言葉が、今も心に残っている。今回のトランプ氏によるイラン攻撃の報道で、ふと昔のことを思い出した。あれからイスラム革命が起きた。2人がアメリカに残ったのか、母国へ戻ったのかはわからない。もう50年近く前の話だ。おそらく、2人とも今はもう生きていないかもしれない。過去をたどるのは難しい。

アメリカは、宗教政権を崩し、パーレビ国王の子息を後継に据える案もあると聞く。だが、内政干渉、時代錯誤ではないか。日本人には、当時から「平和を愛する国民」という国際的なブランドがあったように思う。政治家には、この平和ブランドを損なわない発信を望みたい。

高市首相は、トランプ大統領との会談で、日本には憲法上の制約があり、アメリカの軍事行動参加には限界があると伝えた。平和憲法が生きた瞬間だった。若い世代に戦争体験がないことを誇りとすべきだ。天然資源の乏しいこの国は、赦し合いを説き、国際的な友好を何より重んじるべきだ。「産めよ、増やせよ」は結構だとしても、人的資源を戦争に費やしてはならない。平和憲法を大事にしないとイケない。

年末年始カンパへのお礼

PIJは、無党派の非営利組織として、市民の目線でプライバシーを守るための政策提言を中心とした活動を続けてきております。2025年～2026年の年末年始カンパのお願いに対しましては、会員の皆さまはもちろんのこと、会員外の皆さまからも多大なご支援・ご協力をいただきました。ご支援・ご協力をいただいた方々のお名前を掲げるのは、プライバシー保護の観点から差し控えさせていただきますが、本当にありがとうございました。CNNニュースの紙面を借りて、心からお礼申し上げます。

運営資金事情の厳しい折、皆さま方から寄せられた浄財は、PIJの政策提言活動に有効に活用させていただきます。

2026年3月31日 PIJ代表 石村耕治 / PIJ事務局長 我妻憲利

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) の定時総会を開催します

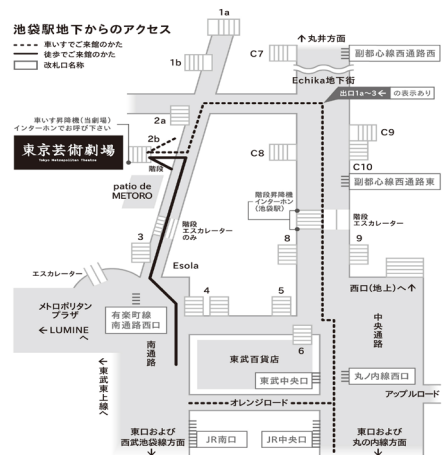
- 【日時】：2026年5月30日（土） 13：00 時開催
- 【場所】：東京芸術劇場（Tel：03-5391-2111）
JR・東京メトロ・東武東上線・西武池袋線 池袋駅西口より徒歩2分
- 【議題】：事業報告、役員選任報告、新年度事業方針および事業計画
- 【記念講演】：

「食料品消費税
ゼロ」のカラクリ
～「ゼロ税率（0%で
課税/免税）」か、「非
課税」か？

≪講師≫
石村耕治 (PIJ代表)



○ 総会会場です



プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax：03-3985-4590 Eメール：wagatsuma@pij-web.net
編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2026.4.15 発行 CNN ニュース No.125

入会のご案内

季刊・CNN ニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方だけに送っています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号
00140-4-169829
ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつづき

・河村たかしPIJ相談役、「祝・当選」。税制は「公平」も大事だが、「簡素」「効率」的であってこそ、納税者も税務の専門家も救われる。河村たかし代議士の挑戦に期待したい。「若いよ、道をあけろ——まだ負けん」 (N)

編集及び発行人